

はじめに

少子高齢化や情報通信技術、グローバル化等の進展により、社会全体が急速に変化する中であって、教育を取り巻く環境も日々変わっています。そうした中、国においては、平成18年12月に教育基本法を約60年ぶりに改正し、教育基本法第17条による教育の振興に関する施策の総合的な推進を図り、基本的な計画を定めるため、平成20年7月に教育振興基本計画が策定されました。その後、平成25年6月には第2期の教育振興基本計画が策定され、新しい時代に対応した教育改革が進められています。

荒尾市教育委員会においても、国の教育振興基本計画やくまもと「夢への架け橋」教育プラン、新・第5次荒尾市総合計画の目標や理念をもとに、未来を切り拓く教育を推進するため、「荒尾市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、基本理念に「人とふるさとを愛し 志高く 自立する人づくり」を掲げ、「基本目標」や「基本的施策」さらには、その取組方向に基づいた「具体的施策」を整理し、今後5年間で目指す荒尾市の教育の姿を明示しました。策定にあたっては、教育振興基本計画策定委員会でのご意見やアンケート調査等を参考にしており、本計画の基本理念の実現に向け、積極的に取り組んでいきます。

この計画は、平成29年度から5年間の荒尾市の教育行政の方向性を示すものであり、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、連携・協力し、心豊かな子どもたちを育てていくための教育力の向上や、生涯にわたって生き抜く力を身につけ、一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会の実現を目指して進めていきます。

この計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました教育振興基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に対し、心からお礼申し上げます。今後とも成果検証を通じて、計画改善を推進していきますので、皆様方のご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成29年3月
荒尾市教育委員会

第一章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、教育基本法第17条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本計画を策定しました。地方公共団体は国の基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のため基本的な計画を定めるよう求められています。

本市においては教育の振興のための施策に関する基本的な計画として教育振興基本計画を策定しました。

2. 計画の性格

教育基本法第17条第2項に基づき策定するもので、国や県の教育振興基本計画を参酌し、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。本市の教育に関連する他の計画とも整合性を図りながら策定しました。

3. 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者及び教育関係者、関係団体、保護者代表などで構成する「荒尾市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、検討を重ねてきました。また、アンケート調査やパブリックコメントを通じて市民の意見も反映させました。

5. 計画の位置づけ

教育基本法（平成18年12月22日公布・施行）

教育振興基本計画

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



国：第2期 教育振興基本計画（平成25年6月14日）（平成25～29年度）

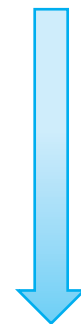


熊本県：第2期 くまもと「夢への架け橋」教育プラン（平成26～30年度）
（熊本県教育振興基本計画）

基本理念「郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり」

参酌

参酌



新・第5次 荒尾市総合計画（平成27～31年度）



荒尾市教育振興基本計画（平成29～33年度）

基本理念：「人とふるさとを愛し 志高く 自立する人づくり」

第二章 計画策定の背景

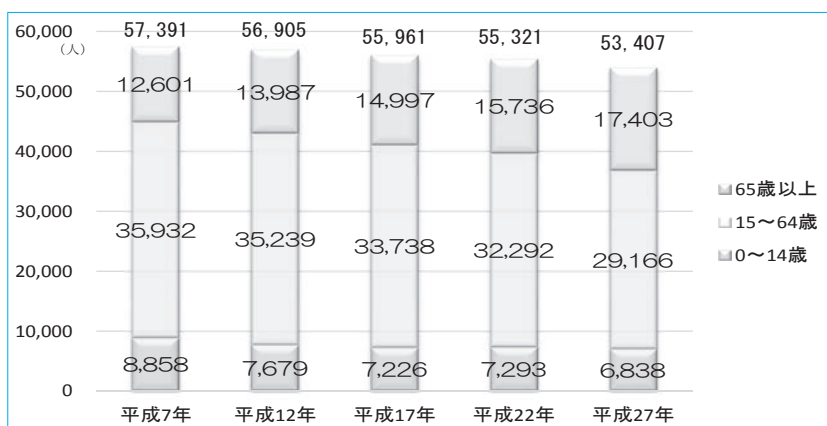
1. 荒尾市の現状

(1) 人口と少子高齢化の動向

本市の総人口の推移をみると、戦後にかけて急増し、昭和25年には67,504人まで増加しました。その後、昭和45年には55,452人まで減少しますが、大牟田市のベッドタウン化や近隣市町への企業進出もあり、昭和60年には、62,570人まで回復しました。その後、再度減少し、平成7年には57,389人になり、平成27年には、53,407人となっています。

平成7年以降の人口構成を年齢構造ごとにみると、65歳以上の人口は年々増加しておりますが、そのほかの0～14歳、15～64歳は減少傾向にあり、少子高齢化していることがうかがえます。

【総人口の推移】



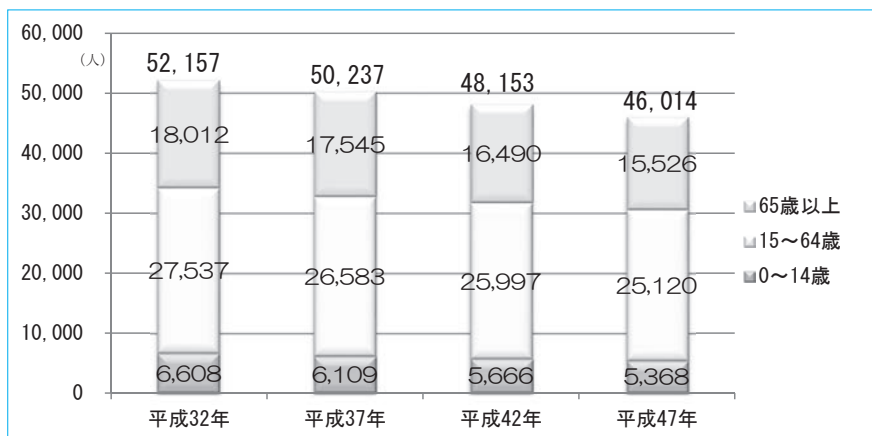
国勢調査より

本市の将来の人口推計についても年々減少し、平成37年には51,000人を下回ることを予測され、平成47年には、46,014人になると推測されます。

年齢構造においては、平成32年から0～14歳、15～64歳、65歳以上のそれぞれの年代において減少傾向が予測されます。

また、希望と志にあふれるまちづくりを推進するため、新・第5次荒尾市総合計画に基づく人口の将来展望を平成47年に48,000人程度と見込んでいます。

【総人口の将来推計】



国立社会保障・人口問題研究所より

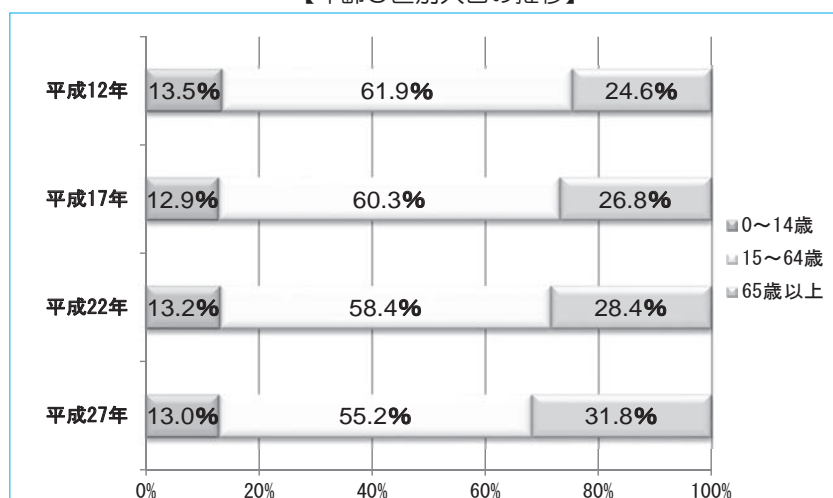
平成12年以降の年齢3区分別人口の構成比をみると、65歳以上の人口の構成率は年々上昇しています。平成12年には24.6%だったのが、平成27年には31.8%になり、ほぼ3人に1人が65歳以上となっています。

一方、15歳から64歳までの人口は、平成12年は61.9%でしたが、年々低下し、平成27年には55.2%まで低下しています。

また、14歳以下の人口は、平成12年には13.5%でしたが、平成17年に12%台になりました。しかし、平成22年には再び13.2%となり、平成27年も13%となっています。

このように、本市では総人口が減少するなかで、65歳以上が増加している傾向にあります。また、子育て世代に該当する15歳から64歳までの人口と子ども世代に該当する14歳以下の人口が減少傾向にあります。

【年齢3区分別人口の推移】



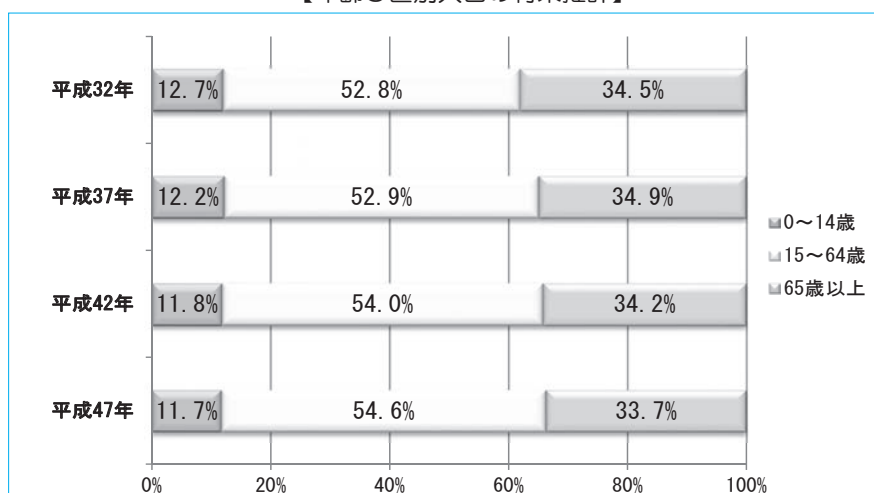
国立社会保障・人口問題研究所より

将来の年齢3区分別人口の構成比をみると、65歳以上の人口の構成率は平成37年の34.9%をピークに年々減り続け、平成47年には33.7%になると推測されます。

一方、15歳から64歳までの人口は、平成32年で52.8%ですが、平成47年には54.6%となり、年々上昇する傾向にあります。

また、14歳以下の人口は、平成32年には12.7%で、平成47年は11.7%になると予測され、減少傾向になると推測されます。

【年齢3区分別人口の将来推計】



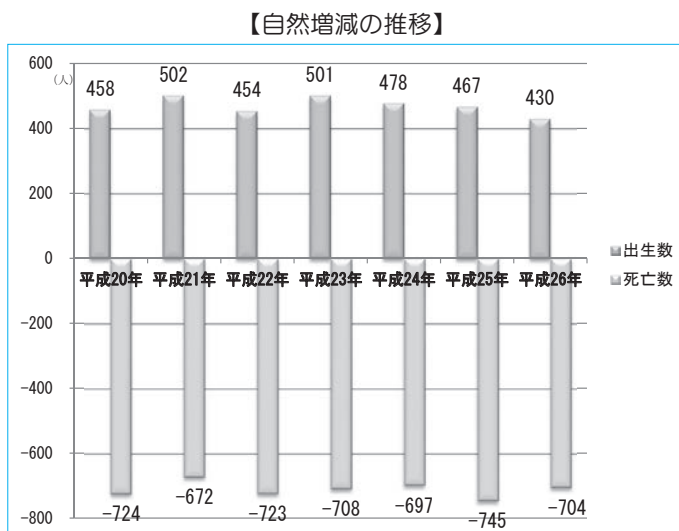
国立社会保障・人口問題研究所より

(2) 自然増減、社会増減、人口動態の推移

出生数は、昭和59年まで800人台を維持してきましたが、その後減少が続き、平成21年、平成23年には500人を超えましたが、平成26年には430人となっています。

また、死亡数については、平成21年が672人と少なく、平成25年には745人と多くなっています。

自然増減については、平成2年に減少してきた出生数と増加してきた死亡数とは同水準に並び、それ以降死亡数が出生数を上回り減少傾向にあります。



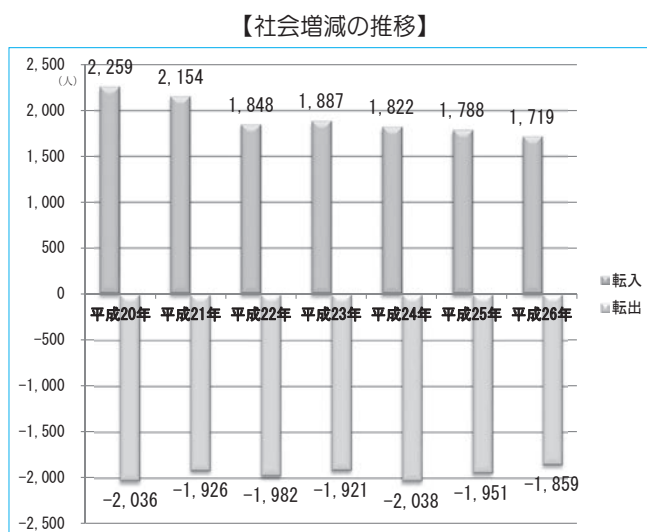
熊本県推計人口調査より

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
出生数	458	502	454	501	478	467	430
死亡数	-724	-672	-723	-708	-697	-745	-704
自然増減	-266	-170	-269	-207	-219	-278	-274

転入数は、昭和45年に約4,000人であったのが、平成2年以降は2,000人台前半で推移し、平成22年は1,848人となり、平成26年は1,719人となっています。

転出数は、年々減少傾向にあり、平成20年以降は2,000人前後で推移しており、平成26年は1,859人の転出となっています。

また、社会増減数は、平成22年から減少に転じています。



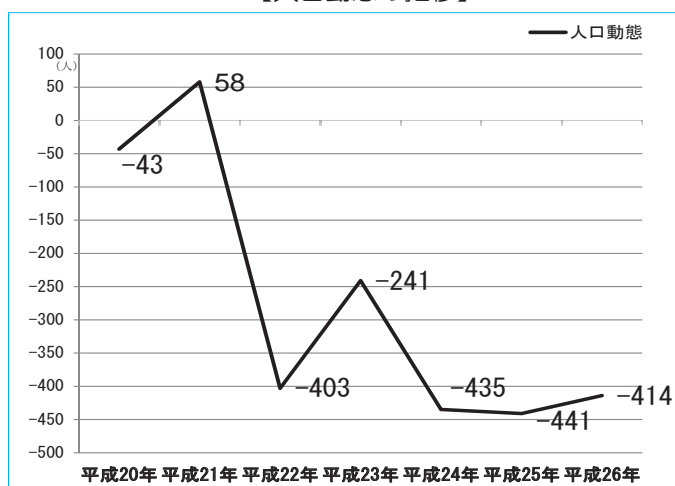
熊本県推計人口調査より

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
転入	2,259	2,154	1,848	1,887	1,822	1,788	1,719
転出	-2,036	-1,926	-1,982	-1,921	-2,038	-1,951	-1,859
社会増減	223	228	-134	-34	-216	-163	-140

人口動態を自然増減、社会増減ごとにみると、自然増減について、近年はマイナス270人前後で推移しており、社会増減は、平成21年までは228人の増加でしたが、平成22年以降は減少している状況です。

人口動態においても平成21年に増加しましたが、平成22年は減少に転じ、それ以降はマイナス400人程度で推移しています。

【人口動態の推移】



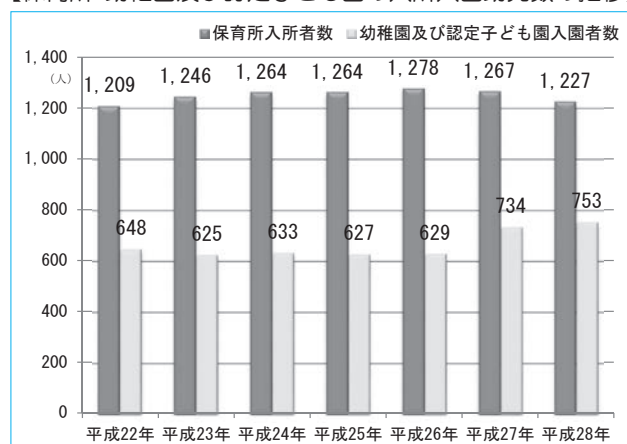
熊本県推計人口調査より

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自然増減	-266	-170	-269	-207	-219	-278	-274
社会増減	223	228	-134	-34	-216	-163	-140
人口動態	-43	58	-403	-241	-435	-441	-414

(3) 保育所・幼稚園及び認定子ども園・小中学校の幼児児童生徒数の推移

平成22年以降の保育所・幼稚園及び認定子ども園の幼児数をみると、保育所は、平成22年の1,209人から増え続けて平成26年の1,278人まで増加しましたが、その後は減少に転じています。幼稚園及び認定子ども園は、平成22年の648人から微増減した後、平成27年から増えており、平成28年は753人が入園しています。(※幼稚園については、平成27年度から認定子ども園における3歳未満児の数も含める。)

【保育所・幼稚園及び認定子ども園の入所入園幼児数の推移】

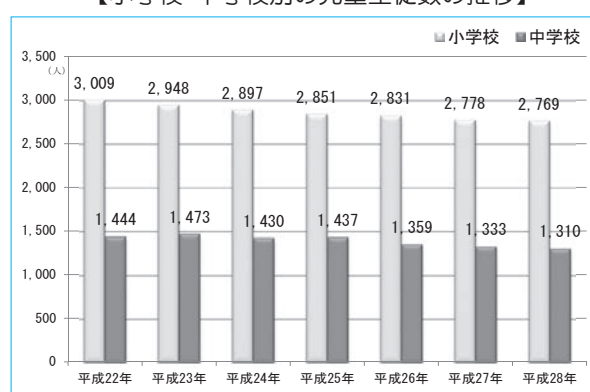


荒尾市子育て支援課より

小学校の児童数は、平成22年まで3,000人を超えていましたが、その後は減少し、平成28年は2,769人になっています。

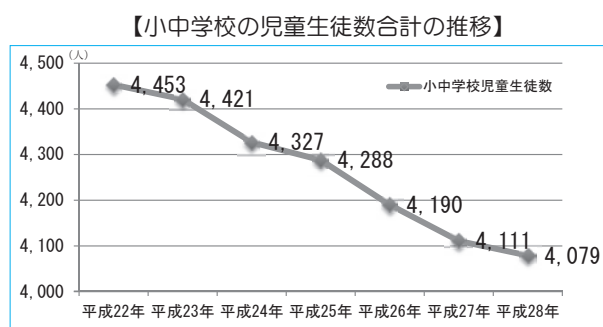
中学校の生徒数は、平成23年にいったん増加に転じましたが、その後は減少し続け、平成28年には1,310人になっています。

【小学校・中学校別の児童生徒数の推移】



熊本県学校基本調査より

小学校と中学校の児童生徒数の合計人数をみると、平成22年の4,453人をピークに年々減少し、平成28年には4,079人となり、この間374人減少しています。



熊本県学校基本調査より

2. 教育を取り巻く課題

○家庭における教育力

家庭教育はすべての教育の原点であり、家庭での生活を通して、基本的な生活習慣や思いやり、自立心、社会的マナーなどを身につけさせることが大変重要になってきます。

しかし、少子高齢化や核家族化などによる社会環境の変化により、家族を取り巻く状況も変化し、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。

また、ひとり親家庭の増加や子育て家庭の孤立化など家庭が抱える課題が多様化し、親の子育てをする環境が大きく変わり、子育てをするための不安や悩みを解消するための情報提供や学習機会をつくる必要があります。

家庭は、子どもを育てていく上で、原点となる場所であり、すべての教育の始まりだといえます。また、家族とのふれあいを通して信頼関係をつくり、豊かな情操や他者への思いやりなどを育み、教育の基礎が形成されます。

このように、家庭は子どもにとって基本的な生活習慣を育てていく場となるため、家庭での教育が重要になり、教育力の向上が求められます。

○地域における教育力

少子高齢化による人口減少の進行など社会情勢の変化により、核家族化にともなうライフスタイルの変化や世代間交流の減少など地域とのつながりが希薄になり、子どもたちの生活体験の場やさまざまな活動の場が少なくなっています。

こうした中、地域社会全体で子どもたちを心豊かに健やかに育ていくために、学校、家庭、地域のそれぞれが連携を密にし、コミュニティを形成していくことが重要になってきます。

また、地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、地域の子どもは地域で育てるという意識を強め、地域社会での教育力を高めていくことが求められています。

○学校におけるニーズの多様化

少子高齢化や地域社会の変化とともにグローバル化が急速に進んでおり、子どもたちが未来に向かって、きちんとした目標を持てるようたくましさや創造力、コミュニケーション能力など社会を生き抜く力を育てていくことが必要になってきます。

学校においても、心豊かな自立した子どもたちを育み、社会の中で生き抜く力を育てていくため、確かな学力の向上や健やかな体の育成、郷土学習、人権教育、規範意識や向上心の育成などに取り組むことが求められます。

また、いじめ・不登校、問題行動等の課題の克服とともに、個々の子どもの発達段階に応じた特別支援教育の充実やさまざまな支援を要する児童生徒への適切な配慮が必要になってきます。

第三章 計画の基本構想

基本理念

「人とふるさとを愛し 志高く 自立する人づくり」

家族をはじめ多様な人々との縁を大切にしながら、荒尾干潟や小岱山などの自然に親しみ、万田坑や宮崎兄弟などの歴史・文化を学ぶことで、人とふるさとを愛する心を育んでいきます。そしてそれは、ふるさと荒尾に住み続けたい、もっといいまちにしたいという気持ちに発展していきます。

これらの豊かな荒尾の宝を市民総ぐるみでよりよいものにするため、志高く、自分らしく、自らを高め、地域社会に貢献できる自立した人づくりを目指していきます。

基本目標

【家庭教育・就学前教育】

○家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ

【学校教育】

○自ら学び、自ら考え、自ら行動する力をはぐくむ

【生涯学習】

○生涯にわたって健やかに学び続ける人をはぐくみ、地域社会における教育力の向上をはかる

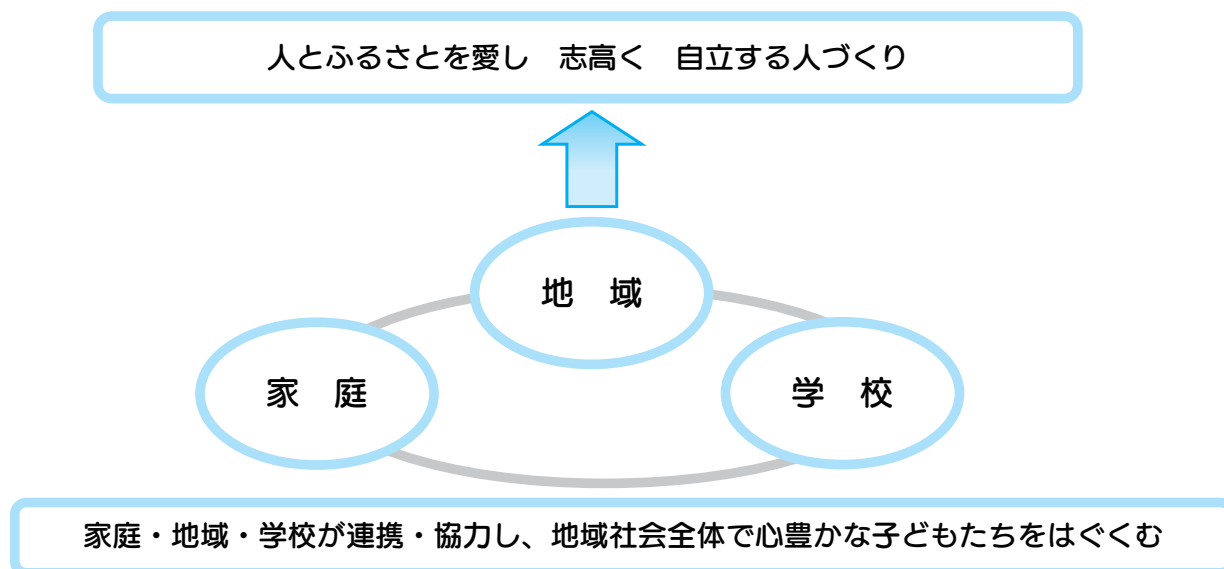
○ふるさとの自然や伝統、文化を学び、誇りや愛着をもち、文化を通じた国際交流の推進をはかる

基
本
的
施
策

基本理念を支える家庭・地域・学校の連携・協力

基本理念にもある地域社会に貢献できる自立した人づくりは、家庭・地域・学校それぞれの支えがあって初めて実現するものであって、互いに連携・協力することで、その教育力は一層強化されます。

子どもたちの成長を育んでいくため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たすとともに、さまざまな場面において相互に連携・協力することが重要になってきます。今後は、行政や福祉などの関係機関による支援が必要となっており、地域社会全体で教育に取り組む必要があります。



○家 庭

家庭は教育の原点であり、子どもたちが成長する上で最も多くの時間を過ごす場所です。

家族とのふれあいを通して、生きるために必要な多くのことを学んでいきます。子どもが健やかに成長していくためには、幼児期から「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣を身につけることの重要性を保護者が理解していくことが期待されています。また、さまざまな家庭の実態に配慮した教育・子育ての支援も必要とされています。

○地 域

地域においては、子どもたちがさまざまな体験や人とのふれあいを通して、ふるさとのよさを感じ、豊かな人間性、社会性を身につけることが期待されます。子どもが心豊かに成長していくためには、地域社会全体で子どもを育ていく環境が必要となります。また、地域の人材による学習活動や体験活動の支援など学校に対する協力・支援も求められます。

○学 校

学校は、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を身につける場です。

そのためには、これまで以上に安全で安心できる学校づくりが求められます。また、地域に開かれた信頼される学校づくり、地域と協働し、地域を愛する人づくりを行なっていくために、保護者と地域住民が一緒になって学校運営に参画する「コミュニティ・スクール事業」の拡充について積極的に推進していきます。

体系図

基本理念		基本目標	基本的施策	具体的施策
<p>人とふるさとを愛し 志高く 自立する人づくり</p>	<p>家庭・地域・学校が連携・協力し、地域社会全体で心豊かな子どもたちをはぐくむ</p>	<p>家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ</p>	1 家庭・地域の教育力の向上	<p>重点施策</p> <p>基本的な生活習慣の育成 就学前における読み聞かせなど「読書活動」の推進 くまもと「親の学び」プログラムの活用</p>
			2 幼稚園・保育所・認定子ども園における教育・保育の充実	<p>教育・保育内容の充実 幼・保等、小、中連携の推進</p>
		<p>自ら学び、自ら考え、自ら行動する力をはぐくむ</p>	3 確かな学力の育成	<p>基礎学力の育成 教育指導の充実 読書活動の推進</p>
			4 豊かな心の育成	<p>重点施策</p> <p>郷土学習の推進 道徳教育の充実 いじめ・不登校、問題行動等への対応 心の教室相談の充実 体験活動の充実</p>
			5 健康づくりの推進	<p>歯・口腔の健康づくりの推進 健康診断の充実 保健指導の充実</p>
			6 体力づくりの推進	<p>体育授業及び体育行事の充実 運動部活動及びスポーツ活動の推進</p>
			7 食育の推進	<p>「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 学校給食センターとの連携 「マイ弁当デー」の推進</p>
			8 特別支援教育の推進	<p>特別支援教育支援員の適切な配置 インクルーシブ教育の推進 関係機関との連携による適正な教育支援</p>
			9 社会の変化に対応した教育の推進	<p>国際理解教育及び英語教育の推進 キャリア教育の推進 情報教育の推進 環境教育の推進</p>
			10 地域とともにある学校づくりの推進	<p>重点施策</p> <p>地域とともにある開かれた学校づくりの推進 コミュニティ・スクール事業の推進 教職員の資質・指導力の向上</p>
			11 教育環境の整備・充実	<p>学校施設等の整備 安全教育の推進 学校ICT化の推進 学校規模の適正化の推進</p>
	<p>生涯学習</p>	<p>生涯にわたって健やかに学び続ける人をはぐくみ、地域社会における教育力の向上をはかる</p>	12 地域社会における教育力の向上	<p>地域学校協働活動の推進 放課後子ども教室の充実 学校支援活動の充実 ボランティア活動の推進</p>
			13 生涯学習活動の推進	<p>生涯学習の推進 生涯学習の学びの機会の充実</p>
			14 中央公民館・図書館活動の充実	<p>生涯学習の推進（再掲） 公民館講座の充実 読書活動の推進 社会教育施設の管理</p>
		<p>ふるさとの自然や伝統、文化を学び、誇りや愛着をもち、文化を通じた国際交流の推進をはかる</p>	15 人権教育の推進	<p>人権教育・啓発における推進体制の確立 人権教育の推進</p>
			16 青少年の健全育成	<p>地域社会での青少年の健全育成 青少年の環境改善 青少年の見守り活動の充実 社会を明るくする運動の推進</p>
			17 生涯スポーツの推進	<p>生涯スポーツ活動の振興 競技スポーツの推進 社会体育施設の整備</p>
			18 文化財の保護と活用	<p>文化財の保存・活用 文化財の継承 文化交流の推進</p>
		19 世界文化遺産の保存と活用	<p>世界文化遺産の適切な保存管理 世界文化遺産価値の理解促進 観光資源としての活用</p>	
		20 文化・芸術活動の推進	<p>文化団体活動・芸術体験活動の充実</p>	

第四章 基本目標

○家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ

【家庭教育・就学前教育】

家庭は、教育、子育ての原点であり、子どもにとって、一番の心のよりどころです。家族とのふれあいを通して、基本的な生活習慣や人に対する愛情、信頼感、規範意識、思いやりなど「生きる力」の基礎を身につけていきます。

しかしながら、少子化や核家族化が進む中で、ライフスタイルの変化や地域とのつながりが希薄化しており、家庭や地域での教育力の低下が進んでいます。

親として望ましい子育てを支援するため、学習機会や情報提供の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、幼稚園・保育所等社会全体がそれぞれに役割を果たして、連携・協力し、子どもたちが心豊かに育つ環境づくりを推進します。

<基本的施策>

1. 家庭・地域の教育力の向上
2. 幼稚園・保育所・認定子ども園における教育・保育の充実

○自ら学び、自ら考え、自ら行動する力をはぐくむ

【学校教育】

知・徳・体などの生きる力を育んでいくために、確かな学力の向上やコミュニケーション能力、たくましい体の育成、豊かな心の育成等に努めます。

また、社会のなかで生き抜く力を身につけるため、子どもたちに必要な、基礎的・基本的な知識・理解・技能と思考力・判断力・表現力等の育成に取り組んでいきます。

子どもたちが、自立心を身につけ、さまざまな社会の変化に対応でき、未来の目標に向かってはばたいていけるような環境づくりに努めます。

<基本的施策>

3. 確かな学力の育成
4. 豊かな心の育成
5. 健康づくりの推進
6. 体力づくりの推進
7. 食育の推進
8. 特別支援教育の推進
9. 社会の変化に対応した教育の推進
10. 地域とともにある学校づくりの推進
11. 教育環境の整備・充実

○生涯にわたって健やかに学び続ける人をはぐくみ、地域社会における教育力の向上をはかる【生涯学習】

子どもたちを心豊かに健やかに育てていくため、家庭・地域・学校が互いに連携し、コミュニティを形成し、地域人材の育成・確保や地域の人たちの参画を得ながら、地域社会全体の教育力の向上に努めます。

また、いきいきと自分らしく生きたいという願いを実現するために、いつでも、どこでも、誰でも学べるよう、行政や民間団体などの関係機関と連携し、それぞれの世代の学習ニーズに対応した学習講座やサークル活動を充実させ、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の充実を図ります。

<基本的施策>

12. 地域社会における教育力の向上
13. 生涯学習活動の推進
14. 中央公民館・図書館活動の充実
15. 人権教育の推進
16. 青少年の健全育成
17. 生涯スポーツの推進

○ふるさとの自然や伝統、文化を学び、誇りや愛着をもち、文化を通じた国際交流の推進をはかる【生涯学習】

ラムサール条約湿地に登録された「荒尾干潟」や「小岱山」などの豊かな自然に親しみ、世界文化遺産の「万田坑」や中国革命の父である孫文を支えた「宮崎兄弟」などの歴史や文化を学ぶことで、ふるさとを愛する心を育てていきます。

また、ふるさとを学ぶことで、郷土に対する誇りをもち、次の世代に引き継いでいく役割を育てていきます。

文化財については、適切な保存、顕彰を行い、文化・芸能活動については、活動を行なうための環境整備や側面的な支援をしていきます。

「宮崎兄弟」と孫文の関わった歴史をもとにしたアジア圏等での文化交流や「万田坑」や「荒尾干潟」などの世界基準の資源を活かした国際交流の機会の充実を図ります。

<基本的施策>

18. 文化財の保護と活用
19. 世界文化遺産の保存と活用
20. 文化・芸術活動の推進

第五章 基本的施策・具体的施策

家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ

【家庭教育・就学前教育】

1. 家庭・地域の教育力の向上

＜現状と課題＞

教育基本法では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである」と規定しています。家庭教育は、全ての教育の原点であり、家庭での生活を通して、基本的な生活習慣や倫理観、他者に対する思いやりや社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。

しかしながら、都市化や核家族化が進み、ライフスタイルの変化や人間関係の希薄化により地域のつながりも乏しく、家庭や地域での教育力の低下も進んでいます。

また、親の就労環境やひとり親家庭の増加等により、保護者だけでの子育てが困難な状況も生じてきています。それにより、子育て世帯の孤立化などを背景に児童虐待についての相談も増加傾向にあります。

こうしたことから、保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減し、親として望ましい子育てを支援するため、学習機会や情報の提供に努めるとともに、社会全体で子育てを支援する体制づくりが求められています。

＜具体的施策＞

【重点施策】 ○基本的な生活習慣の育成

最近では、保護者の生活リズムにあわせて家庭全体が夜型のライフスタイルになり、睡眠や食事などの基本的な生活習慣が乱れている子どもが増えています。子どもたちの「基本的な生活習慣の確立」、「自立心の育成」及び「心身の調和のとれた発達」を図るための一助として、家庭教育支援リーフレット「荒尾っ子の『できるといいね』」の普及・啓発や「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

また、乳幼児健診などの機会を通じて、保護者への栄養指導等を充実させるとともに、食生活改善推進員等の活動により食生活の改善を推進します。

荒尾っ子の「できるといいね」 幼児・小学生編 (左)

荒尾っ子の「できるといいね」 中学生編 (右)

荒尾っ子の「できるといいね」幼児小学生編(左)・中学生編(右)

○就学前における読み聞かせなど「読書活動」の推進

映像技術やインターネットなどの情報通信技術の発達や家庭での教育力の低下にともない、子どもたちの読書離れが進み、乳幼児期からの読書習慣の未形成等の問題も指摘されています。

子どもの読書活動に関する情報を保護者に提供するとともに、読書活動の礎となる乳幼児期からの絵本の読み聞かせ等、子どもたちの本との出会いの場である家庭での読書活動の推進に努めます。



読み聞かせ ブックスタート

○くまもと「親の学び」プログラムの活用

就学時健康診断や体験入学等保護者への研修機会を通じて、「保護者の親としての学び」を支援する※くまもと「親の学び」プログラムを活用することにより、保護者同士の交流を深め、子育てに関する孤立感の解消や家庭教育に対する理解の充実を図ります。

また、児童生徒に対して、※くまもと「親の学び」プログラムを活用することで社会的自立や家族関係、親子の関わりについて考え、「親になるための学び」を支援します。



くまもと「親の学び」プログラムの様子

2. 幼稚園・保育所・認定子ども園における教育・保育の充実

<現状と課題>

少子高齢化や核家族化などによる子どもたちを取り巻く社会環境の変化は、児童生徒だけでなく、幼児にまで大きな影響を与えています。また、基本的な生活習慣の乱れなどが指摘されており、価値観や生活スタイルの多様化、人間関係の希薄化、自然体験や社会体験の不足なども影響しているのではないかと考えられます。そのような中、幼稚園・保育所・認定子ども園は、設置目的に違いはあるものの、生涯にわたる人格形成の基盤を培う大切な役割を担っていることについては同じであり、「生きる力」の基礎を育む幼児教育の充実が求められています。

幼稚園・保育所・認定子ども園は、家庭とともに、子どもたちが生きる力の基礎を身につける場です。そのため、一人一人の子どもの主体性を大切に、「遊び」を通して総合的な指導を行うことが重要となります。

<具体的施策>

○教育・保育内容の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、学びの基礎となる力、生活習慣や規範意識、基礎的な体力が培われるよう多様な運動プログラムを実施し、運動能力や体力の向上に努めるとともに、幼児一人一人の成長や発達に応じた教育・保育内容の充実と、その専門性を生かした家庭に対する支援の充実を図ります。



童謡遊びをする様子

また、子ども同士や保護者間の交流、各種団体との交流、ボランティア活動、地域の自然などと触れ合う体験などを通して、幼児の健やかな育成と幼稚園・保育所・認定子ども園における教育・保育の充実に努めます。

○幼・保等、小、中連携の推進

「遊び」を通して「学び」を体験する幼児教育から、次の段階である学校教育へスムーズに適應できるよう、幼・保等、小、中連携カリキュラムをすべての中学校区で策定し、充実させます。また、幼稚園・保育所・認定子ども園と小中学校との交流の機会を設け、共通理解や情報の共有を進めるなど連携を推進します。

各中学校区には「幼・保等、小、中連携協議会」を設置し、幼稚園・保育所・認定子ども園、小学校、中学校が共通の視点や方向性を持ち、発達や学びの連続性を踏まえ、就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるように連携を図ります。



演奏会練習の様子

自ら学び、自ら考え、自ら行動する力をはぐくむ

【学校教育】

3. 確かな学力の育成

＜現状と課題＞

生きる力を育むことを目指し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容を確実に習得させ、「確かな学力」を身につけさせることが必要となります。本市の児童生徒の学力は、全国学力・学習状況調査、熊本県学力調査、全国標準教研式学力検査などによれば、小学校はおおむね平均値程度、中学校は平均値を下回っている現状にあります。

また、各学校の実態や地域性も異なるため、成果や課題も違ってきますが、本市としては、「授業づくり」と「環境づくり（人間関係づくりと学校環境づくり）」を柱として、各学校が立てた「学力向上対策プラン」を検証軸として、すべての児童生徒の学力を保障するための手立てを、発展的に講じていきます。

＜具体的施策＞

○基礎学力の育成

学力の3要素といわれる「基礎・基本」、「思考力・判断力・表現力」そして「学習への興味・関心」をバランスよく育成していくために、校内研修の充実をはじめ、学校訪問や各種研修会を通して、教職員の指導力向上を図ります。

「授業づくり」については、「※熊本型授業」が浸透・定着してきた今日、そこにユニバーサルデザインの視点に基づく創意工夫を採り入れながら、すべての児童生徒が、「わかった・できた」という段階に達するよう、授業の充実を図ります。

そのための※ICT機器をはじめとした教材・教具の整備、学習環境の充実について、適切な措置を講じていきます。

○教育指導の充実

学力向上の成果指標としては、前述の全国学力・学習状況調査や熊本県学力調査がありますが、それらを小中学校において、全調査教科の平均値を上回ることができるよう目指していきます。年2回実施の荒尾市学力向上対策部会等で、検証及び指導助言を行います。

そのほか、平成27年度から実施している「英語検定チャレンジ事業」の充実を図ります。これは毎年度、すべての中学1年生を対象に行なっており、この受験をきっかけに英語への関心が高まり、グローバル感覚を養うことにつながっていくと考えています。

また、学校支援地域本部事業や※放課後子ども教室事業、※地域未来塾事業などを実施することで、家庭・地域・学校の連携・協力の強化を図っていきます。

○読書活動の推進

本市の児童生徒における読書離れは、進んでいる傾向にあります。そこで、学校図書館の利活用を促進するために、全校一斉読書（朝の読書活動）を充実させるとともに、現在、中学校にだけ配置されている学校司書を、小学校にも配置していくよう努めます。

なお、小学校においては、すでに定着している童話発表会に向けた物語や絵本の暗記の取組により、読書の機会が確保されていますが、中学校においては、地域全体での読書活動推進事業はない状況にあります。「みんなに読んでもらいたい本※ビブリオバトル」や「校内推薦図書による感想発表会」などの行事を推奨していき、学校図書館や市立図書館の利

活用拡大、読書習慣の向上につなげていきます。

また、保護者等ボランティアによる読み聞かせ活動や学校図書館の整備補助活動について、今後も推奨していきます。

4. 豊かな心の育成

<現状と課題>

携帯電話・スマートフォン等の※SNS機器の日常的な使用などによるコミュニケーショントラブルが増加傾向にある今日、本市の児童生徒においても、※SNS機器所有率の増大とともにトラブル事案は増加傾向にあります。情報安全・情報モラルの視点からの心の教育は必要不可欠な状況にあります。※SNSに見る規範意識の低下だけでなく、挨拶や勤労奉仕の精神、我慢する心、命を大切に作る心など、児童生徒の道徳性を培う教育の重要性が高まっています。

また、いじめや不登校、問題行動等の対応について、各学校でいじめ防止基本方針を定め、いじめの防止、早期発見に努めています。不登校については、スクールソーシャルワーカー(※SSW)や心の教室相談員の関わりなどで、本市の発生件数は年々減少傾向にあります。今後は、家庭・地域・学校、その他関係機関と連携・協力して相談体制や支援体制の充実を図ります。

<具体的施策>

【重点施策】○郷土学習の推進

郷土を愛し、郷土に誇りをもつ子どもたちの育成のために、各地区協議会との連携のもと、子どもたちと地域住民が一体となって地域行事に携わる取組が進められ、さまざまな地域行事を子どもたちとともに企画運営する動きが活発になってきました。宮崎兄弟の生家施設で行なっている「音と光の祭典」では、地元小学校の児童が地域の皆さんと一緒に運営スタッフとして参加しています。万田坑がある校区の小学校においては、世界文化遺産登録を機に、同様に世界文化遺産となった大年田市の宮原坑がある校区の小学校と交流・連携し、子どもボランティアガイドの育成をはじめとした世界遺産振興プロジェクトが進められています。

また、同校は平成28年に生誕100年を迎えた夭折の少女詩人と呼ばれている海達公子についての研究も進めています。加えて、ラムサール条約登録湿地である荒尾干潟を抱える小学校では、干潟の環境学習を進めています。

このように、各学校の地域性に応じたさまざまな郷土の誇りを学ぶ取組が進められています。

そのような中、子どもたちがより郷土のすばらしさを再認識することができるように、平成27年度に郷土学習教材「荒尾ってスゴイぞ!」を作成しました。この教材は、平成27年度の万田坑世界遺産登録等を記念して、「万田坑」、「荒尾干潟」、「宮崎兄弟」といった市の宝について、市内の児童生徒に、「荒尾の誇れる遺産」をしっかりと理解してもらおうと作成したものです。同時に作成した「活用マニュアル」を参考にし、学校の実情に応じて授業実践および現地学習を行っています。

それぞれの地に出向き、見聞きしたことを踏ま



万田坑での子どもボランティアガイド

え、荒尾のよさ、すごさを実感し、そこで発見したことを学校のホームページに掲載したりして、各学校で特色ある効果的な活用を行っています。



海達公子についての郷土学習



宮崎兄弟の生家施設で行われる音と光の祭典

○道徳教育の充実

週1回の道徳の時間はもとより、日常的に児童生徒の道徳性を高める取組は不可欠であると考えます。各学校においては、道徳教育推進教師を中心として、指導力の向上を目指した校内研修の充実を図ります。

平成30年度から小学校で「特別の教科 道徳」が始まりますが、県では平成28年度から、その趣旨を踏まえた授業を先行実施しています。本市においても、各学校における推進状況を把握するとともに、学校訪問等で道徳の授業づくりについても指導助言を行っていきます。

道徳の授業は、教材の選定が重要な要素の一つとなりますが、文部科学省発行の「私たちの道徳」や県独自資料「※熊本の心」などを効果的に活用しながら、魅力ある道徳の授業づくりに努めていきます。なお、「※熊本の心」には、「金色の海」（小5,6年用：海達公子について）、「万田坑とともに」（中学生用）などの本市郷土教材も盛り込まれています。郷土を取り扱った学習においては、平成27年度作成の小学生用郷土学習教材「荒尾ってスゴイぞ！」も併せて、有効活用していきます。

○いじめ・不登校、問題行動等への対応

本市の「いじめ防止基本方針」をもとにいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、家庭・地域・学校その他の関係機関との連携を強化し、県の「いじめ防止基本方針」（改訂版）の具現化を図ります。各学校で校内いじめ防止基本方針を定め、スクールソーシャルワーカー（※SSW）、心の教室相談員の配置、及び荒尾市※適応指導教室の設置により、不登校の発生件数は、年々減少傾向にあります。いまだ、玉名荒尾管内では高い数値を示しています。市配置の※SSW、心の教室相談員が関わる件数も多く、県の※SSWやスクールカウンセラーの派遣事業を受け、対応しています。また、福祉課や子育て支援課、地域の民生委員・児童委員等との連携強化を図っていきます。

そして、仲間づくり、いじめゼロ、学校の特色づくりなどをテーマに話し合う「中学校生徒会交流学習会」の開催や小中学校、高校関係者、少年指導センター、荒尾警察署の方々が集まり、生徒指導上の問題等を協議する「若草会」の開催、大牟田市の中学校の生徒指導関係者と生徒指導に関する課題や取組の成果を報告する「隣接中学校生徒指導連絡協議会」を開催し、問題行動等の未然防止、早期解決に取り組んでいます。

○心の教室相談の充実

心の教室相談員は、各中学校に1名配置しており、さまざまな要因で不登校状況にある生徒、及びその生徒の保護者に対し、適切な教育相談を実施し、不登校状況の改善を図ります。また、心の教室相談員の活動をより充実させるために、年間15回の心の教室相談員等連絡会議を実施しています。この連絡会議には、中学校区ごとに小中学校の関係者、臨床心理士、子育て支援課職員をはじめ、※適応指導教室職員や※フリースクール、児童家庭支援センターなどの専門機関の職員が、それぞれの立場で不登校状況にある児童生徒やその家庭との関わりについての情報を共有しながら不登校の解消に向けて連携の強化を図っています。

○体験活動の充実

地域の人材を活用した総合的な学習の時間における、地域の人材に学ぶ取組などについて、人材の掘り起こしや魅力ある体験活動を取り入れていきます。

そして、さまざまな体験活動を通じて、豊かな感性と人間性が育まれるよう努めます。

また、勤労奉仕の精神や我慢する心、思いやりの心などを育てるために、各小中学校で、掃除の時間に「無音・無言清掃」を心がけています。各学校で、積極的に無音・無言清掃が進められており、静かな時間帯において、一心に掃除をする児童生徒の様子が見られるようになりました。

平成23年度から進めている有明工業高等専門学校との連携による出前講座、ロボットコンテスト、次世代科学クラブなどへの積極的な参加・加入について推進していきます。



小代焼についての体験学習



あらお梨についての体験学習



マジック釣りについての体験学習



無音で廊下を掃く生徒

5. 健康づくりの推進

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く生活環境の急速かつ多様な変化は、児童生徒の心身の発達や健康に大きな影響を与え、生活習慣の乱れ、偏った食生活、アレルギー性疾患の発現など顕在化しています。このような中、学校においては、児童生徒及び職員の健康維持・増進のために、健康診断をはじめ、環境衛生についても確実な履行とともに、家庭・地域・学校が連携し、一体となった取組を充実させることが求められています。

<具体的施策>

○歯・口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康を保持するため、学校歯科医や関係機関の協力のもと、はみがき指導等を行うとともに、希望者を対象に全小中学校で※フッ化物洗口を実施しています。これからさらに、家庭への啓発を促し、全児童生徒実施を目指し、歯と口腔の健康づくりの推進に努めます。



正しい歯の磨き方

○健康診断の充実

学校保健安全法に基づく定期健康診断を適切に実施し、学校と家庭が連携して診断後の治療の徹底を図ります。併せて、環境衛生検査の適正な実施とともに、事後措置を積極的に進めます。就学前の子どもには就学時健診を行います。それとともに、簡易的な発達検査を行い、必要に応じて再検査や教育相談などを実施します。また、学校と関係機関や市配置の※SSW、臨床心理士との連携により、子どもや保護者の心とからだの健康に関する相談を充実します。

○保健指導の充実

学校の教育活動全体を通じて行う保健教育の充実により、児童生徒の生涯にわたる健康な生活に必要な知識や能力を育成するとともに、専門機関と連携して発達段階に応じた適切な性教育や保健安全指導を行い、健康づくりにおける自己管理能力の育成を図ります。

肥満傾向を含む生活習慣病やアレルギー性疾患などに関する専門機関による講習会や研修会を家庭や地域、学校において、積極的に実施します。

そして、喫煙、飲酒、薬物乱用に対する正しい知識の習得と断る勇気の大切さや自分自身を大切に作る心の醸成を図り、学校全体で組織的な指導に努めます。

また、毎年6月には全児童生徒に「小中学校基本的生活習慣調査」を実施します。この調査により、生活習慣の課題を把握し、学校と家庭が連携して生活習慣の改善を図ります。併せて、全家庭に配布している「荒尾っ子の『できるといいね』」を活用し、さらなる啓発を推進します。

6. 体力づくりの推進

<現状と課題>

荒尾運動公園を中心に、誰もが運動に親しむことができるさまざまなスポーツイベントや競技大会が開催されています。

また、個々のニーズに応じた日々の体力づくりの場も提供しています。競技団体、クラブチーム、スポーツ教室などの活動も活発に行われており、競技技術の向上を目指す中、体力・運動能力の向上とともに、健康の保持増進にも一役を担っています。

児童生徒の体力づくりにおいては、運動部活動への参加率の低下、運動時間の減少に加えテレビ視聴、スマートフォン、ゲームの時間の増加などを背景に体力の二極化、体力の低下が懸念されています。児童生徒の体力運動能力を県と比較しますと、ほぼ県平均並みとなっています。しかし、体力や運動能力の項目によっては、県平均を大きく下回る状況があり、改善のための取組をより一層推進していきます。健康の維持増進はもとより、学

力の向上定着の礎にある体力向上は教育の課題と捉えています。

<具体的施策>

○体育授業及び体育行事の充実

「生きる力」を育む健やかな身体の育成、体力の向上を目指した体育授業の一層の充実とともに、体育行事や昼休み、放課後等の時間を利用した効果的な取組など、学校教育全体を通して子どもの体力向上を目指します。

地域の人的資源を積極的に活用し、スポーツを通して自己肯定感や夢の実現を目指す子どもを育成します。



陸上記録会

○運動部活動及びスポーツ活動の推進

「荒尾市運動部活動の指針」に基づき、適正で魅力ある運動部活動を推進します。地域人材の積極的活用とともに、中学校間における連携を図り、子どもの競技力、指導者の指導力の向上を図ります。

小学校の運動部活動については、「運動部活動の在り方に関する提言」を受け、社会体育としての取組を関係機関と連携し、スポーツ活動を推進していきます。

7. 食育の推進

<現状と課題>

子どもたちが「生きる力」を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基盤となるべきものです。

しかしながら、社会の変化とともに、子どもたちの食生活をめぐる状況は、大きく変化しており、偏食、過食、孤食、不規則な食事など、子どもたちの「食」はさまざまな場面で問題となり、子どもの健康への影響が懸念されています。その上、それぞれの家庭で家族揃って食卓を囲む機会が減少するなど、これまで自然に親から子、孫へと受け継がれてきた「食」に関する習慣や知識、自然からの恩恵による「食」への感謝の気持ちが薄らいでいます。

また、子どもたちの朝食の摂取状況は、改善傾向は見られるもののほぼ横ばい状態で、すべての子どもたちが朝食を摂取するまでにはいたっておらず、朝食の内容にも課題があるため、より一層の家庭・地域・学校の連携強化が望まれます。

<具体的施策>

○「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

学校と家庭、地域が連携し、児童生徒のよりよい生活リズムと食習慣の形成を目指し、「早寝早起き朝ごはん」運動をより一層推進します。

各学校の「食に関する年間指導計画」に基づいて、学年ごとに「食」について学習する中で、朝食と脳の働きとの関連などについて指導していきます。

健康生活課をはじめ関係課と連携し、「あらおの食育デー」の取組を推進していきます。

○学校給食センターとの連携

給食試食会の実施や学校給食センター見学などの具体的な活動を通して、学校給食への理解を深めるとともに、自然の恩恵や食に関わる人への感謝の心を深めます。

また、栄養教諭が給食の時間に各学校を訪問し、「学校給食献立と関連した食に関する指導」を実施することで、子どもたちに「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせていきます。

学校給食の充実を図るために、「ふるさとくまさんデー」の取組など、より一層の地産地消を進めていきます。

近年増加傾向にある「食物アレルギー」への対応については、保護者や医療機関等との連携を図り、各学校における共通理解の徹底に努めます。また、学校給食センターと連携し、児童生徒の状況に応じた適切な対応に取り組みます。



食育に関する栄養指導

○「マイ弁当デー」の推進

「マイ弁当デー」を奨励し、親子での弁当作り等を通して感謝の心を育み、親子、児童生徒同士のコミュニケーションと「食」への関心を高める取組を推進します。

また、食生活改善推進員など、保護者や地域の方と連携した親子料理教室や調理実習などの取組を通して、子どもたちが「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、自然の恩恵や食に関わる人への感謝の心、食事のマナーなどの社会性及び郷土の食文化に対する理解を深めることができるように努めていきます。



手作りマイ弁当

8. 特別支援教育の推進

<現状と課題>

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

少子化により幼児児童生徒の総数が減少している中であって、知的障がいや発達障がいを含め、学習面又は行動面で教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒数は年々増加傾向にあり、支援の充実を図る必要があります。

また、小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、※LD、※ADHD、高機能自閉症により学習や生活の面で特別な支援が必要な児童生徒が、約6%程度の割合で存在する可能性があり（文部科学省調査）、これらの児童生徒に対して、学校としての適切な対応が求められています。

そのような中であって、障がいのある人もない人もともに生きる社会の形成に向け、障

がいの有無に関わらず、ともに学ぶ※インクルーシブ教育システムの構築を目指し、基礎的な環境整備の充実を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の充実を図ることが必要です。

<具体的施策>

○インクルーシブ教育の推進

障がい者が積極的に参加・貢献できる共生社会の実現に向けて、障がい者の権利に関する条約に基づく※インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、就学先の決定を含めた個人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様な学びの場と柔軟な仕組みを整備していきます。

また、基礎的な環境整備の充実及び一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の充実を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学ぶことができるように配慮する観点から、相互理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう交流及び共同学習を推進します。

○特別支援教育支援員の適切な配置

特別支援教育支援員の配置について、県に対して積極的に要望を行うとともに、学校の実態に応じて適切に配置していきます。

また、特別支援教育支援員に対して、特別な支援が必要な児童生徒への理解と支援方法等についての研修を行い、支援の仕方等の向上を図るとともに、学校における特別支援教育支援員活用について理解を図り、必要かつ適切な支援が行われるよう努めていきます。

○関係機関との連携による適切な教育支援

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられます。そのため、荒尾市特別支援連携協議会及び就学支援委員会等の組織を整備し、家庭や医療、教育、福祉、労働等の関係機関との連携を図り、適切な就学支援を行っていきます。

さらには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図り、「移行期」における従前の支援内容の新たな支援機関への着実な引き継ぎを進めていきます。

9. 社会の変化に対応した教育の推進

<現状と課題>

インターネットの普及による高度情報化社会の進展により、多様な価値観、そしてグローバルな感性を求められるようになり、児童生徒はそれらの社会的変化に対応し、困難を乗り越えていく力が求められます。

さらに、加速するグローバル化に対応するため、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけさせ、国際的に活躍できる人材の育成が必要となります。

また、社会の中で生き抜く力をつけるために、社会的・職業的自立に向けて「英語教育」、「※キャリア教育」、「情報教育」、「環境教育」、「人権教育」など必要な能力を身につけさせ、社会の変化に対応する力や困難を克服していく力を培っていきたいと考えます。

<具体的施策>

○国際理解教育及び英語教育の推進

授業に外国語指導助手（ALT）を活用し、コミュニケーション能力を養い、異文化に対する理解を深め、小学校外国語活動や中学校英語教育を充実させグローバルな感性を育みます。また、平成27年度から行なっている「英語検定チャレンジ事業」については、中学生の英語力向上が、相乗的に他教科の学習促進にもつながっていく期待感を持っています。

そのほか、「荒尾市版※英語キャンプ（児童生徒対象）」についても取り組んでいきます。

なお、中央小学校が文部科学省の教育課程特例校指定を受け、「英語科」を設置し、平成26年度から7年間にわたり調査研究に着手しているところです。その成果や課題を全小中学校で共有すべく、授業研究公開や県教育委員会主催の研修会等を通して、平成32年度からの新教育課程における小学校の「英語科」実施に向けて、小小連携や小中連携の在り方を検討していきます。



ALT との国際理解教育

○キャリア教育の推進

すべての教育活動を通して、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」など、子どもたちに、将来、社会人、職業人として自立していくための基礎となる資質・能力を身につけさせ、望ましい勤労観や職業観を育む※キャリア教育を推進します。

これまで取り組んできた職場体験学習や職業体験、地域の匠等を招いての学習をし、ふるさとへの

関心を高めるとともに、将来に夢を持ち、ふるさとの未来を担う児童生徒の育成を目指します。



お仕事体験

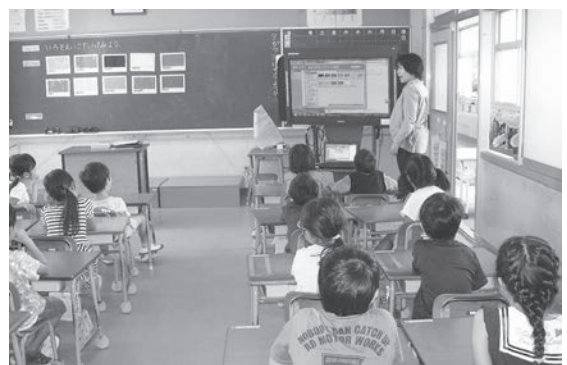


職場体験

○情報教育の推進

子どもたちが、情報化社会を生き抜いていくことができるよう、情報活用能力や言語能力を高め、情報化社会に参画する態度等を育成する教育活動を充実させます。

各学校の電子黒板や書画カメラなど※ICT（情報通信技術）環境を整備し、各教科等の授業の中で、教師の※ICT機器を活用した授業を推進するとともに、子どもたちが学習活動の中で※ICT機器を使って調べたり表現したり交流したりすることによって、「わ



電子黒板を使った授業

かる・できる」授業づくりを目指していきます。

学習指導要領に基づき、情報モラル教育の年間指導計画をすべての学校で策定し、子どもたちの発達段階に応じた情報モラルを身につけるための学習活動の充実を図ります。

○環境教育の推進

各学校においては、あらゆる教育活動を通して学校版環境ISOの取組を中心に省エネ、リサイクル活動を実践するとともに、保護者や地域の協力のもと校庭の花植えなど潤いのある教育環境づくりを推進しています。

市内小中学校では、平成24年7月荒尾干潟のラムサール条約湿地への登録を機に貴重な干潟やそこに生息する動植物を学習することを通して、自然環境の保全について学んでいます。また、平成27年度には関係資料を掲載した郷土学習テキスト「荒尾ってスゴイぞ！」を発行し、総合的な学習の時間や関連教科で系統的に環境学習を推進しています。

また、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」などを通して、子どもたちの水俣病に対する正しい理解と環境問題への意識を深めます。



有明海の清掃活動

○小中学校における人権教育の推進

児童生徒が豊かな人権感覚を身につけ、実践的な行動力へとつながっていくことを目指して、各学校において適切な取組が進められています。市教育委員会としては、年2回実施の人権教育主任研修会をはじめ、市校長会議、市教頭研修会等を通して、教職員の人権意識や人権感覚を磨く取組を進めているところです。また、市人権同和教育研究協議会による各種研修や校内での人権教育研修など、さまざまな研修の機会を通して、児童生徒に豊かな人権感覚を身につけさせているところです。

また、県人権子ども集会や市人権フェスティバルなどは、差別の現実学ぶ場、児童生徒の主張に学ぶ場として有用と考え、参加を奨励しています。



人権フェスティバルでの発表

10. 地域とともにある学校づくりの推進

<現状と課題>

子どもたちを心身ともに健やかに育てるためには「社会全体で子どもたちを育てる」という意識が、学校にも家庭や地域にも必要であり、三者がそれぞれの役割を果たしながら連携することが重要です。

また、時代の流れとともに、社会環境や教育環境が大きく変化し、教職員に求められる資質や能力も高度化、多様化、専門化しており、あらゆる場面において社会の変化に対応できる組織的な取組が求められています。

学校が抱える課題は、複雑化・困難化しており、その課題解決のためには、学校運営協議会制度や学校評議員制度の活用及び外部評価を導入した学校評価制度を確立し、精度の高い学校評価の実施による保護者や地域住民の教育への参画を促進し、効果的・効率的で

透明性の高い、開かれた学校経営を推進する必要があります。

<具体的施策>

○地域とともにある開かれた学校づくりの推進

「地域とともにある学校」を目指し、学校だよりやホームページ等を活用しながら、学校が積極的に情報を発信し、透明性の高い開かれた学校運営を推進します。

また、校長のリーダーシップのもと、地域の特性を踏まえた地域に開かれた教育課程を編成、実施し、特色ある学校づくりを推進していきます。その中で、地域の人材や地域の教育力を活かした学校支援活動を推進し、開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくりに取り組んでいきます。

【重点施策】○コミュニティ・スクール事業の推進

本市では、※コミュニティ・スクール事業を導入している1校を除くすべての小中学校で学校評議員制度が導入され、地域の声を生かした学校経営がなされています。

現在、本市には学校運営協議会を設置している※コミュニティ・スクールが1校あり、外部人材の活用や保護者、地域住民との協働体制も整備されています。

今後、それらの取組を市全体に広げていくとともに、学校運営のために保護者や地域住民等の参画を促進し、地域との連携・協働体制を確立するとともに、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを目指した※コミュニティ・スクール事業の一層の推進を図ります。



音と光の祭典

○教職員の資質・指導力の向上

信頼される学校づくりのためには、子どもたちに生きる力を育成するだけでなく、いじめや不登校などさまざまな課題に適切に対応し、児童生徒や保護者、地域住民との信頼関係を築いていくことが求められています。そのためには、教職員の資質・専門性の向上を図る努力は不可欠です。

「荒尾市学校教育努力目標」の周知を徹底し、「荒尾市学校教育努力目標の具現化のための検証軸」をもとにした※PDCAサイクルによる取組を進めていきます。また、学校訪問、研修会等を通して教職員としての自覚と指導力の向上を図る取組を行います。

各学校においては、校内研修を充実させ、教職員一人一人の実践的指導力の向上に努めます。

11. 教育環境の整備・充実

<現状と課題>

学校施設は、児童生徒にとって学習の場であり、一日の大半を過ごす生活の場でもあり、安全に安心して過ごすことができるような環境を作っていかなければなりません。そして、より良い環境で快適に教育を受けられるよう学校設備の整備が必要となってきます。最近、夏期の酷暑が続いていることから、熱中症の予防や授業への集中力の維持など児童生徒が健康で安心して学校生活を送ることができる教育環境の整備を計画的に行っていかなければなりません。

また、自然災害時には学校施設が避難場所となることから、安全性の確保は極めて重要です。そのために、学校施設の耐震化や天井材等の非構造部材の耐震化を重要課題として取り組んできました。既に本市では、校舎や体育館の耐震改修工事、また、体育館のつり天井や照明灯等の非構造部材の耐震改修工事については完了しています。

安全教育については、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故や東日本大震災、熊本地震及び台風・集中豪雨等による自然災害、さらには、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件が発生するなど、学校における子どもたちの安全の確保が喫緊の課題となっています。

<具体的施策>

○学校施設等の整備

子どもたちに安心・安全で快適な学習の場を提供するために、施設の老朽化対策や施設の機能充実を図っていきます。酷暑による熱中症の予防や授業への集中力の維持など児童生徒が健康で安心して学校生活を送ることができるよう、エアコン設置などの教育環境の整備を計画的に推進していきます。

また、地域防災の拠点として災害時の避難所に位置づけられており、地震、台風などの自然災害の状況に応じての対策を進めていきます。

○安全教育の推進

総合的かつ効果的な学校安全に関する取組の推進を図るため、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自身に自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成し、危険予測・回避能力を身につけさせる実践的な安全教育の推進など、学校安全の充実に総合的に取り組みます。



交通安全教室

通学路の安全対策として登下校時の見守り

活動を実施します。また、交通安全教室の開催等により、学校関係者や保護者、児童生徒に対して、交通安全に対する意識の向上に努めます。さらに、安全で安心な学習環境の確保のため、教職員の安全意識の向上と危機対応力の向上に努めます。

○学校ICT化の推進

児童生徒が※ICT機器や情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、基本的な操作を身につけ、適切に活用できるようにするための学習活動を充実させるとともに、電子黒板や情報端末（タブレットPC）などの※ICT機器を効果的に活用した、わかりやすい授業の展開や質の向上を図ります。そして、児童生徒が、情報に対する責任について考え、望ましい情報社会を作ろうとする実践的な態度を育成する取組を推進します。

また、教職員1人に1台のパソコンを配備することにより、教職員の負担軽減やゆとりが確保でき、効率的な校務処理を遂行し、教育活動の質の改善につながります。

○学校規模適正化の推進

小規模校では教職員と子どもたちが触れ合う機会が多くなり、児童が家庭的な人間関係を築きやすくなると考えられます。また、一人一人にきめ細やかな指導が可能という反面、クラス替えがなく、交流の幅が小さいので多様な意見に触れる機会や切磋琢磨する機会が

不足することも考えられます。

このようなことから、子どもたちの学びの環境と人間関係の形成がより豊かになり、楽しく学校生活を送ることのできる教育環境を整備することが必要になってきます。これまで、「荒尾市学校規模適正化基本計画」に基づき、荒尾第四小学校と緑ヶ丘小学校との統合、荒尾第五中学校の荒尾第二中学校と荒尾第三中学校への分離統合、荒尾第一中学校と荒尾第二中学校との統合、荒尾第二小学校と荒尾第三小学校との統合を行ってきました。今後は、児童生徒数の推移を注視していきながら子どもたちの教育環境の充実に向け統合等について検討していきます。

生涯にわたって健やかに学び続ける人をはぐくみ、
地域社会における教育力の向上をはかる

【生涯学習】

12. 地域社会における教育力の向上

<現状と課題>

子どもたちが、今後、予測不能な変化の激しい社会の中で生き抜くためには、生きる力を身につけることが必要であり、家庭はもちろん教職員だけでなく、地域の方々の協力を得るなど多様な価値観や経験を持った方々との連携・協働が不可欠となっています。

本市でも、学校と地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支援します。また、※放課後子ども教室や学校支援活動などを通じて、持続可能な取組となるよう地域人材の育成、確保に努めます。

<具体的施策>

○地域学校協働活動の推進

幅広い地域住民等が参画し、緩やかなネットワークづくりを目指す地域学校協働本部（仮称）を設置し、学校と地域が互いにパートナーとして連携・協働する体制づくりに努めます。併せて、子どもたちの成長を支えるため、学校支援活動や※地域未来塾、※放課後子ども教室、家庭教育支援や見守り活動などの取組を通じて、総合的に推進するため地域学校協働活動を推進します。特に、地域住民と学校との連絡調整を行う地域コーディネーターについては、荒尾海陽中学校区で事業を進めていますが、今後は市内全域に広がっていきます。さらに、地域コーディネーター同士の連携を深め、継続的な体制の整備、地域人材の育成と確保に努めます。さらに、※コミュニティ・スクール事業と連携し、学校を核とした地域づくりを推進します。

○放課後子ども教室の充実

子どもたちが地域の中で心豊かに健やかに安全に放課後を過ごす場として※放課後子ども教室の充実に努めます。現在、市内3小学校の1年生から3年生の希望者を対象に実施しており、各学校に配置するコーディネーターを中心にサポーターの方々と連携しながら、年中行事などを活用した体験活動や学習活動を実施しています。今後も地域の方々や学童クラブ等との連携・協力を得ながら、子どもたちとの交流を図っていきます。



しめ縄作り



そうめん流し

○学校支援活動の充実

地域ぐるみで子どもを育てる体制を強化し、丸つけボランティアをはじめ、学習習慣が十分に身につけていない中学生などを対象に、地域住民等が協力して学習支援をする※地域未来塾の取組を通して地域の教育力の向上に努めます。

また、持続可能な取組になるよう地域人材の発掘や育成に取り組めます。

○ボランティア活動の推進

中央公民館で実施する講座の受講生や生涯学習活動に参加された方々が、その知識や技術を生かすため、学校支援ボランティアをはじめとしたボランティア活動への参加を推進します。

併せて、その他の地域人材の発掘や育成に努めるとともに、一人一人の生きがいにもつながるボランティア活動ができるよう支援します。

13. 生涯学習活動の推進

<現状と課題>

近年の少子高齢化や情報化、国際化などの社会の急激な変化は、市民の学習課題にも大きな影響を与えています。

昨今、さまざまな分野での学習意欲が高まるとともに、いきいきと自分らしく生きたいという願いを実現するために、幅広い学習機会の提供が求められています。これからは、地域住民の生活課題や学習ニーズを的確に把握し、地域に潜在する学習資源を活用しながら、いつでも、誰でも学べるような学習機会及び情報の提供を充実させることが必要となります。

<具体的施策>

○生涯学習の推進

生涯学習の拠点である中央公民館を積極的に活用し、市民の多様なニーズに対応するための学習機会を提供するとともに、さまざまな講座の開催や各種サークル活動を支援します。その成果を中央公民館まつりなどで発表し、一人一人に生きがいを持ってもらい、生涯学習のさらなる充実を図ります。

○生涯学習の学びの機会の充実

いつでも、どこでも、誰でも学べるよう、行政や民間団体などの関係機関と連携し、それぞれの世代の学習ニーズに対応した学習講座やサークル活動を充実させ、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の充実を図ります。

中央公民館においては、親子のふれあいや音楽とのふれあいを通じた講座も開設して、学習メニューの充実を図っています。これらの講座や※万年青大学、中央公民館まつりなどを通して、誰もが参加できるグループづくりに努めるとともに、仲間づくりや地域づくりにも積極的に取り組んでいきます。

図書館においては、ボランティア活動による定期的なおはなし会の実施や移動図書館車の巡回により利用が困難な方や遠隔地利用者が、より利便性が高い図書館サービスを受けられるよう取り組むことで、学びの機会の充実につなげていきます。

14. 中央公民館・図書館活動の充実

<現状と課題>

中央公民館は、地域に根ざした生涯学習活動の拠点として、市民の教養及び情操の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、地域福祉の増進に寄与することを目的とし、中央公

民館まつり、趣味の講座、市民講座、※万年青大学など多くの市民やサークル団体に利用されています。

図書館も、子どもから高齢者まで幅広い多くの方々に利用されています。市民の生涯学習を支え、市民から親しまれ、子どもの読書活動を推進する図書館を目指しており、童話発表大会や※ブックスタート事業などにも取り組んでいます。

これからも市民のニーズに応えていくために、魅力ある図書館づくりを推進し、子どもから高齢者まで誰もが楽しく利用できる図書館運営に努めます。

また、中央公民館、図書館どちらも開館後40年以上が経過し老朽化しているため、不具合等による修繕に対応していますが、今後、改修も含めた施設の管理について検討が必要になってきます。

<具体的施策>

○生涯学習の推進（再掲：施策13）

生涯学習の拠点である中央公民館を積極的に活用し、市民の多様なニーズに対応するため学習機会の提供を図り、さまざまな講座の開催や各種サークル活動を行い、その成果を中央公民館まつりなどで発表し、一人一人に生きがいを持ってもらい、生涯学習のさらなる充実を図っていきます。

○公民館講座の充実

市民の多様なニーズに応えるため、日常生活に即した講座のさらなる開設など趣味の講座の拡充や市民講座の充実を図ります。また、親子のふれあいや音楽のふれあいを通した講座も開設し、学習メニューの充実を図ります。これらの講座や中央公民館まつりなどを通して誰もが参加できるグループづくりに努め、仲間づくりや地域づくりについて積極的に取り組んでいきます。



公民館講座

○読書活動の推進

乳幼児から高齢者の方々までのさまざまなニーズに対応するため、読書環境の向上に取り組んでいます。新生児から楽しめるおはなし会の実施や学ぶ楽しさを親子で味わうことができる「つくってたべるおはなし会」の開催、その他にも福祉施設訪問おはなし会の開催など読書に親しんでもらう取組を行います。

また、※ブックスタート事業を展開し、絵本を通して親子・家族間での心の絆の深まりを願い、荒尾市保健センターで実施される1歳6ヶ月児健診受診者を対象として、「絵本パック」を配布しています。これは、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心触れあう時間を持つきっかけづくりの一つとして実施しています。

図書サービスの向上として、多くの方が気軽に読書に親しんでもらうため、移動図書館車「読む読むくん」で市内24箇所のステーションを巡回し、より利便性の高いサービスの提供に努めます。

また、広域的利用の促進として、※有明圏域定住自立圏形成協定により、大牟田市、長洲町、南関町と連携し図書館の相互利用を行い、より一層読書活動の推進に努めます。



楽しいおはなし会

○社会教育施設の管理

社会教育施設として、中央公民館及び図書館の複合施設があり、どちらも昭和48年度に開館し、既に40年以上経過している建物になります。利用者が快適に利用できるよう施設の整備・改修を行いながら施設管理に努めます。

また、図書館は平成18年度から、中央公民館は平成19年度から※指定管理者制度を導入しています。民間事業者の能力を活かし、自主事業の開催や施設利用者への各種サービスの提供など効率的な施設の管理運営に努めます。

15. 人権教育の推進

<現状と課題>

わが国では、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務として人権尊重の教育や啓発等について総合的な施策を推進する必要があります。

また、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消を推進していきます。

本市では、平成7年に「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」を制定し、人権教育の啓発により人権意識の向上に努めています。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者や障がい者等をめぐるあらゆる人権問題の解決に向けて、市民一人一人が人権に対する意識を高めるため、学校、家庭、地域、企業、関係機関との連携のもと人権意識の高揚を図る必要があります。

<具体的施策>

○人権教育・啓発における推進体制の確立

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼少期からその発達段階を踏まえ、地域の実情に応じながら、学校教育と社会教育とが連携し、取り組む必要があります。

本市では、一人一人の人権を尊重し、考え行動できる社会を実現するため、正しい知識を身につけた指導者の育成をはじめとした総合的な人権教育を推進します。

また、市民の人権意識を向上させるため、「荒尾市人権フェスティバル」、「荒尾市人権、同和問題講演会」などの講演会を通じて、地域社会全体における人権・同和教育の推進と啓発に努めます。



人権フェスティバル

○人権教育の推進

就学前教育では、子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自然とのふれあいや遊びを通して、豊かな情操や思いやりの心の育成に取り組みます。また、保護者や教職員に対して、人権教育に対する理解の推進に努めます。

学校教育では、学校生活に起因するなどの身近な人間関係の問題や同和問題など社会に存在するさまざまな人権問題について、正しい知識と理解を深めるため、道徳や総合的な学習の時間をはじめあらゆる教育活動を通じて、人権尊重の意識を高めることを目指し、一人一人を大切にしながら人権に対する豊かな感性や主体的に考え実践できる児童生徒の

育成に努めます。

また、児童生徒だけでなく教職員に対しても研修を実施し、教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、校内研修をはじめ研修の機会を確保し、その充実を図ります。

16. 青少年の健全育成

<現状と課題>

青少年がこれからの時代を担っていくためには、地域のさまざまな機関と連携し安心・安全な地域社会を形成することが、必要となってきます。

また、青少年が夢と希望を持ち、自己実現を図るとともに、社会的自立に向けて必要な能力を身につけることができるように、青少年の健全育成及び非行防止に取り組んでいかなければなりません。

青少年の健全な育成を図るために、家庭・地域・学校が一体となって、豊かな心の育成、健やかな体の育成、人が生きていくうえでのマナーを身につけること等が重要になります。

<具体的施策>

○地域社会での青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、市PTA連合会、市子ども会連合会、市青少年育成市民会議、市民生委員児童委員協議会連合会、荒尾地区保護司会等の社会教育団体の果たす役割はますます重要となっています。それぞれの社会教育団体の活動の自主性を尊重し、相互に連携・協力しながら、地域社会全体で青少年の健全育成を図ります。

○青少年の環境改善

昨今のスマートフォンによるインターネットやSNS等の急速な普及により、交流サイトでの犯罪被害や危険ドラッグ、シンナー等の薬物乱用など、さまざまな犯罪に巻き込まれる危険性が高くなってきており、学校、家庭、社会教育団体等が情報を共有し、一体となって青少年の環境改善に努めていきます。

○青少年の見守り活動の充実

少年指導センター指導員や少年指導員、学校見守り隊、PTAなどによる安全な登下校指導、交通マナーの徹底指導、夜間を含む街頭指導等を充実させ、青少年の健全育成、非行防止を図ります。

○社会を明るくする運動の推進

安心・安全な地域社会を築くため、関係団体の協力のもと弁論大会や環境浄化パトロールなどの行事を通して、青少年育成や非行防止などの啓発活動に努めます。



社会を明るくする運動出発式

17. 生涯スポーツの推進

<現状と課題>

市民の誰もが、健康で豊かさを実感できるよう、スポーツを奨励し、それぞれの興味・

目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる環境づくりを推進しています。そして、地区巡回スポーツ教室等の開催や競技スポーツの推進、施設環境の改善などに取り組んでいます。

また、健康で生きがいのある暮らしを支える視点から高齢者や障がい者へのスポーツの振興、スポーツを通じた地域コミュニケーションの形成など、多様な役割を果たすことが期待されます。

荒尾運動公園は、昭和31年に運動公園として都市計画決定され、順次施設の整備を行ってきたため、施設の多くが老朽化しており、利用者のニーズに合わせた計画的な改修、改善の必要があります。

<具体的施策>

○生涯スポーツ活動の振興

市民が「自ら進んで参加するスポーツ」への意識の高揚を図り、市民の「自主活動によるスポーツの生活化」の実現を図ります。

総合型地域スポーツクラブである「中央ふれあいスポーツクラブ」の組織の充実を図り、加入範囲を広げるなど、市民に広く参加を促していきます。

また、市民体育祭や市民マラソン、むつごろうペタンク大会等の行事へ、多くの市民が参加できるような工夫を行います。そして、水泳教室やスポーツ推進委員と連携した地域巡回スポーツ等で気軽に親しんでもらうことができるスポーツ教室を実施します。

地域のスポーツ振興を担うスポーツ推進委員については、委員の確保や資質向上を目的として、実技研修会の実施やその他研修会への参加促進を図ります。



市民マラソン大会



むつごろうペタンク大会

○競技スポーツの推進

体育協会を中心とした各種スポーツ団体への活動を支援し、競技力向上を図ります。また、ジュニアアスリートの育成・強化を図るため、スポーツ少年団等との連携を図り、指導者の育成・確保に努めます。

○社会体育施設の整備

荒尾運動公園施設は、築後50年以上経過したものも多く、施設の老朽化が進行しています。市民の憩いの場として、また、健康体力づくり、競技力向上の場として、広く市民に親しまれていくために、利用者のニーズに対応しながら、バリアフリー化など安全を最重要視した整備・改修を実施し良好な施設の維持管理に努めます。また、施設の整備・改修については、助成金や交付金等を活用し、利用者が快適に活動できるような環境を整えます。

ふるさとの自然や伝統、文化を学び、誇りや愛着をもち、
文化を通じた国際交流の推進をはかる

【生涯学習】

18. 文化財の保護と活用

＜現状と課題＞

本市は、世界文化遺産、国・県・市指定文化財など、多くの文化財を有しており、それらの周知啓発の推進や適切な保存が求められています。しかし、そのほとんどは個人所有のものであり、適切な維持管理の継続が困難な場合もあります。

また、中国辛亥革命の指導者である孫文を支援し、革命の成功に尽力した滔天をはじめとする宮崎兄弟の生家が今も残る地域であります。現在、宮崎兄弟と孫文の関わった歴史から、中国等アジアとの交流を行っており、今後も文化を通じた国際交流を図っていきます。そのような歴史の魅力を生かした文化財施設の活用を図るとともに、これらの地域が誇る文化財の顕彰や啓発を行い、地域固有の資源として活用していくことが必要です。

＜具体的施策＞

○文化財の保存・活用

本市には現在39件の文化財（重複指定含む）があり、その種類は石造物や古墳、民俗芸能や植物など多種多様であり、継続的な保存と活用が求められます。本市では「あらお歴史マップ」の作成や、指定文化財に標柱や説明板を設置することで文化財の周知を図っています。また、学校などに職員を派遣し、文化財の講座等も実施することで、児童生徒等への啓発に取り組んでいます。

平成5年には宮崎兄弟の生家の修復・復元工事を行い、宮崎兄弟を顕彰する施設として資料館を建設しました。この生家は県指定史跡であり、宮崎兄弟の功績を顕彰し後世に伝えていくため、保存管理に努めています。



トキワマンサク



賀庭寺古塔群



宮崎兄弟の生家

○文化財の継承

本市には、岩本橋や賀庭寺古塔群などの有形文化財や、野原八幡宮風流・節頭行事、上荒尾熊野座神社神楽などの無形民俗文化財が存在します。それらを地域で保存継承していくには、今後も地域の協力が不可欠であり、適切な支援も必要です。

また、民俗文化財の継承や、文化財の維持管理、周知啓発などを目的として活動している保存会に対し補助金を交付するなどの支援を行うとともに、適切な保存についての助言を行い、地域で文化財を継承していくという考えを大切にしています。



岩本橋



野原八幡宮節頭行事



上荒尾熊野座神社神楽（子ども神楽）

○文化交流の推進

本市には、中国辛亥革命の指導者である孫文を支援し、革命の成功に尽力した滔天をはじめとする宮崎兄弟の生家があり、現在、宮崎兄弟と孫文の関わった歴史をもとに、中国等アジアとの文化交流を行なっています。今後も宮崎兄弟と孫文の関係を世界に発信し、文化を通じた国際交流を図っていきます。

19. 世界文化遺産の保存と活用

<現状と課題>

平成27年7月、万田坑及び炭鉱専用鉄道敷跡を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産へ登録され、荒尾市をはじめとする構成自治体が国内外から大きな注目を集めているところです。

そこで、万田坑などが世界遺産としての価値を損なわないように、老朽化した建造物の保存修理等を行い、将来にわたり適切に保存管理をしていくとともに、その価値を正しく情報発信していく必要があります。

また、市内及び周辺地域の他の観光施設や、他の世界遺産関係自治体との連携を強化し、本市の観光拠点施設として、地域経済の活性化につなげるまたとない活用の好機が訪れています。

<具体的施策>

○世界文化遺産の適切な保存管理

万田坑及び専用鉄道敷跡を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の、世界遺産登録時におけるユネスコから出された勧告内容に基づき、国、県、関連協議

会などと連携し、世界文化遺産となった万田坑及び専用鉄道敷跡を、将来にわたって適切かつ有効に保存活用を行っていくため、これまでに策定した各種計画との整合性を図りながら、整備基本計画（世界遺産における修復・整備活用計画）を策定します。

また、整備基本計画の策定と並行して、万田坑施設内に所在する未整備の国重要文化財建造物（倉庫及びポンプ室、安全燈室及び浴室、事務所）についても、国、県などと協議を行いながら保存修理を行っていきます。

その後も、第一豎坑の遺構調査、その他の万田坑史跡遺構調査、周辺地域（バッファゾーン）の遺構調査を順次実施していく予定です。



万田坑 第二豎坑巻揚機室・櫓



万田坑 人員昇降用巻揚機

○世界文化遺産価値の理解促進

国や関係自治体などと連携し、ユネスコなどの世界遺産関係機関からの指導等に迅速かつ適切に対応していくとともに、万田坑及び専用鉄道敷跡を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産としての価値を国内外に広く発信していきます。

また、見学客に対し、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産としての万田坑などの価値を分かりやすく正しく伝えていくため、施設ガイドの育成やスキルアップに努めるとともに、パンフレットや解説板の充実などに努めます。

さらに、市内小中学校の学校教育においても、郷土学習の素材として活用し、子どもたちに郷土への誇りや愛着心を醸成するとともに、人類共通の遺産を次の世代にきちんと継承していかなければならないという意識も育てていきます。



施設ガイドによる万田坑の郷土学習

○観光資源としての活用

施設指定管理者と連携しながら、見学客へのおもてなしの向上を図るとともに、万田坑の特色を生かした事業やイベント等の開催を行っていきます。

また、周辺観光施設（宮崎兄弟の生家施設、グリーンランドなど）や世界遺産関係自治体



万田坑

と連携した誘客策を検討していくことで、本市の観光拠点施設として一層の集客増につなげていきます。

20. 文化・芸術活動の推進

<現状と課題>

地域文化の振興を図るため、文化・芸術に触れる機会の充実と文化・芸術活動への支援を推進しています。

しかし、近年では伝統文化や芸術文化団体の高齢化や会員数の減少に加え、子どもが地域の行事や文化活動へ参加する機会が減少していることから、継承する担い手の育成及び伝統文化や文化芸術に触れ合う機会の提供が課題となっています。

<具体的施策>

○文化団体活動・芸術体験活動の充実

本市は、市民の文化活動の活性化を図るとともに、文化団体相互の連携を深め、地域文化の育成と振興を図ることを目的として活動している荒尾市文化協会を支援しています。

また、文化団体等が行う文化芸術活動の後援や市民の伝統文化や芸術活動の発表の機会を提供することで、活動の充実を図るとともに、文化芸術に触れることができるイベント等を開催し、幼少期から豊かな経験や想像力を身につける機会を増やします。



市民文化祭

第六章 計画の推進について

1. 市民や関係機関等との連携

未来を担う子どもたちを育み、市民一人一人が生涯にわたる学びを実践するためには、地域社会全体で子どもの成長と自立、市民の学びを支えていくことが必要です。

また、本計画の推進にあたり、家庭・地域・学校それぞれの役割を認識したうえで、市民、関係団体、企業等の関係機関と連携・協力し、教育のさらなる充実を目指します。

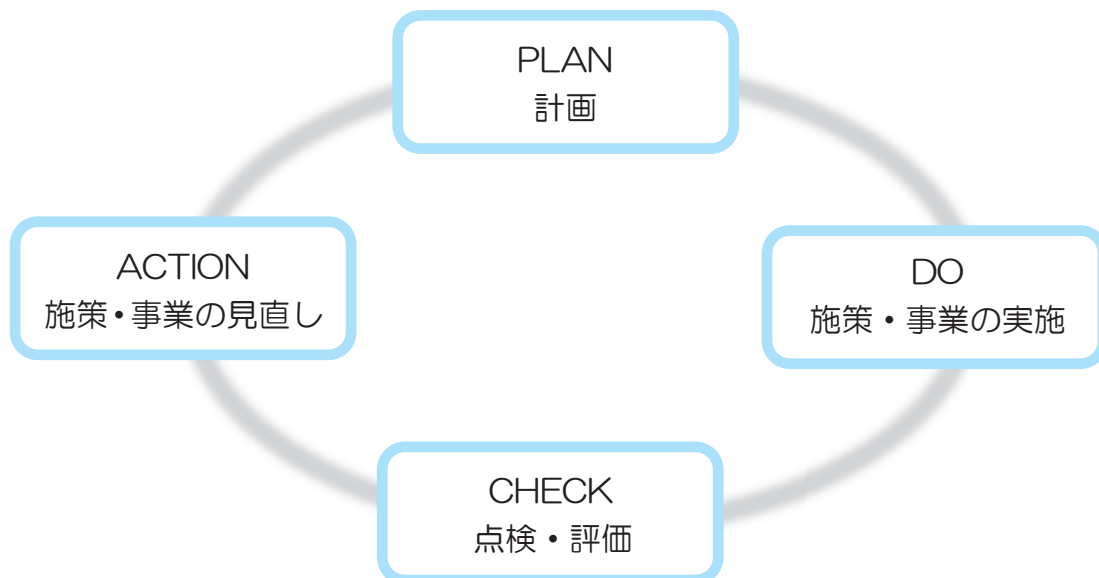
2. 庁内関係部局との連携

近年、子どもを取り巻く環境は、複雑化・多様化しており、子どもの権利や福祉、地域づくりなどさまざまな観点から課題の解決を図っていく必要があります。また、市民の生涯にわたる学びにつながる取組は、子育て支援や、スポーツ、文化の普及、環境教育の促進、国際交流の充実など多岐にわたります。

こうしたことから、国や県、その他の教育機関等との連携や、本市の関係部局との調整や連携、協力を図りながら、効率的な事業の推進に努めます。

3. 教育振興基本計画について評価・点検の実施

本計画に掲げた施策や事業を効率的に実施していくために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に基づき、毎年行なっている「荒尾市教育委員会の事務の点検及び評価」により、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図り、次年度以降の施策に反映させながら、教育行政の推進に努めます。



第七章 数値目標

○家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ

朝食を毎日食べている児童生徒の割合

平成 28 年度現状		平成 33 年度目標
83%		95%

○自ら学び、自ら考え、自ら行動する力をはぐくむ

全国学力・学習状況調査正答率

平成 27 年度実績			平成 33 年度目標	
小学校	全国平均を上回る		小学校	全国平均を上回る
中学校	全国平均を下回る		中学校	

※小6 国語・算数の(A)知識、(B)活用

※中3 国語・算数の(A)知識、(B)活用

自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合

平成 28 年度現状			平成 33 年度目標	
小学校	73.3% (全国値：76.3%)		小学校	全国平均を上回る
中学校	59.3% (全国値：69.3%)		中学校	

学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合

平成 28 年度現状			平成 33 年度目標	
小学校	83%		小学校	95%
中学校	81.4%		中学校	90%

体力テストについて

平成 28 年度現状			平成 33 年度目標	
小学校	86/96 項目で 県平均を上回る		小学校	全項目で 県平均を上回る
中学校	40/48 項目で 県平均を上回る		中学校	

英検 3 級相当学力のある生徒の割合 (中学卒業時)

平成 27 年度実績		平成 33 年度目標
13%		30%

コミュニティ・スクール導入校数


平成 28 年度現状		平成 33 年度目標
1 校		7 校

○生涯にわたって健やかに学び続ける人をはぐくみ、地域社会における教育力の向上をはかる

学校支援ボランティアの数

平成 27 年度実績		平成 33 年度目標
20,194 人		20,600 人


図書館の来館者数

平成 27 年度実績		平成 33 年度目標
49,139 人		50,830 人

教養・スポーツの場に関する満足度

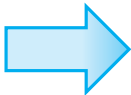
平成 27 年度実績		平成 33 年度目標
31.5%		37%

運動習慣のある者の割合

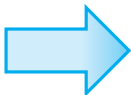
平成 27 年度実績			平成 33 年度目標	
男性	41.7%		男性	43%
女性	39.5%		女性	42%

○ふるさとの自然や伝統、文化を学び、誇りや愛着をもち、文化を通じた国際交流の推進をはかる

文化的な環境に関する満足度

平成 27 年度実績		平成 33 年度目標
34.2%		45%

宮崎兄弟の生家施設関連交流件数

平成 27 年度実績		平成 33 年度目標
14 件		17 件



資料編

荒尾市教育振興基本計画策定委員会条例

平成 28 年 3 月 25 日条例第 5 号

(設 置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、荒尾市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、荒尾市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組 織)

第 3 条 策定委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関し学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条の規定による答申が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、策定委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興課において処理する。

(委 任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

荒尾市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

役 職 等		氏 名
九州看護福祉大学 准教授	委員長	山本 孝司
荒尾・岱志高等学校 校長		水元 義和
荒尾市校長会 会長		寺田 哲也
荒尾市保育協議会 会長（保育園）		高木 美奈
荒尾地区園長会 代表（幼稚園）		猿渡 良子
荒尾市社会教育委員	副委員長	木村 博文
荒尾市PTA連合会 代表		明治 七男
荒尾市立中央公民館・図書館 館長		木下 恵介
荒尾市体育協会 会長		山口 賢一
荒尾市文化財保護委員会 会長		勢田 廣行

荒尾市教育振興基本計画の策定経過

	会 議 名	内 容
平成28年 1月25日	定例教育委員会	・荒尾市教育振興基本計画策定委員会条例について
5月19日	作業部会	・アンケート調査（案）について ・教育振興基本計画策定委員会委員（案）について ・今後のスケジュールについて
7月25日	定例教育委員会	・アンケート調査について ・概要及び策定スケジュールについて ・教育振興基本計画基本理念及び体系図（案）について
9月13日	第1回策定委員会	・アンケート調査について ・概要及び策定スケジュールについて ・教育振興基本計画体系図（案）について
9月29日	作業部会	・基本的施策、具体的施策について
11月28日	定例教育委員会	・アンケート調査結果について
12月22日	定例教育委員会	・教育振興基本計画（素案）について
平成29年 1月17日	第2回策定委員会	・アンケート調査結果について ・教育振興基本計画（素案）について
平成29年 1月27日	パブリックコメントの実施	
3月22日	第3回策定委員会	・教育振興基本計画について ・パブリックコメントについて

○小中学校の保護者・教職員、一般市民へのアンケート調査実施

平成28年7月20日～8月8日

○パブリックコメントの実施

平成29年1月27日～2月26日

用語集

行	用語	説明
あ	ICT	Information and Communication Technology の略で情報・通信に関する技術の総称。国際的にもICTが定着しており、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。
	有明圏域定住自立圏	平成20年に総務省が制定した構想で地域における中心市と近隣の市町村が連携・協力し、地域の活性化を図るための施策。大牟田市を中心市として、3市2町（柳川市、みやま市、荒尾市、長洲町、南関町）が協定を締結し、さまざまな分野で相互に連携・協力し、魅力あるまちづくりを目指し、圏域全体を活性化していく。
	インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学ぶ仕組みで、同じ場でともに学ぶことを求めるとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる仕組み。
	英語キャンプ	子どもたちが外国の人たちと一緒に過ごしながらかきた英語を学び、外国の文化に触れることができるプログラム。
	ADHD	Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障がいのこと。不注意（集中力がない）、多動性（じっとしてられない）、衝動性（考えずに行動してしまう）の3つの症状がみられる発達障がいのこと。年齢や発達に不釣り合いな行動が社会的な活動や学業に支障をきたす障がいのこと。
	LD	Learning Disability の略。学習障がいのこと。学習障がいとは、全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力のうちいずれかまたは複数のものの習得・使用に著しい困難を示す発達障がいのこと。
	SSW	スクールソーシャルワーカーの略。子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所など関係機関と連携し役割分担を調整。社会福祉的な立場から家庭訪問をして保護者のケアをしたり、教職員への指導や助言をする人。
	SNS	ソーシャル・ネットワークキング・サービスの略。ラインやフェイスブック、ツイッターなどインターネット上で社会的な繋がりを作り出せるサービスのこと。
	万年青大学 (おもとだいがく)	荒尾市民の60歳以上を対象に、中央公民館主催による講座の受講生で組織し、講座の円滑な運営を行い、相互の親睦融和を図り、知識の向上に寄与するもの。
か	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、自ら生きる力を発見していくこと。
	くまもと「親の学び」プログラム	参加体験型の学習スタイルで、保護者が、子育てのコツを身近な話題から楽しく学ぶプログラム。「PTA行事」「乳幼児健診」「就学時健診」「一日体験入学」など、多くの保護者の方が集まる機会に行なわれる。
	熊本型授業	徹底指導と能動型学習とのめりはりをつけた授業のこと。
	熊本の心	郷土の先人の伝記や逸話などから人間の生き方、考え方を学び、同時に子どもたちの郷土に対する愛着を深めることができるように作成した道徳用教材。

か	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める事業。
さ	指定管理者制度	それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
た	適応指導教室	教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学校以外の場所、または、学校の余裕教室等を利用した場所で、学習の援助をしながら学校に復帰できることを目標にしている教室のこと。
	地域未来塾	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生などを対象に、大学生や教員経験者など地域住民の協力により学習支援を実施する事業。
は	PDCAサイクル	マネジメントサイクルの1つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施するもの。
	ビブリオバトル	みんなで集まって、面白いと思う本を5分で紹介し、読みたくなった本を投票して決定する書評会。
	フッ化物洗口	フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法。
	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通して、心触れ合うひとときをもてるようなきっかけを提供するもの。
	フリースクール	何らかの理由から学校に行くことができない、行かない、行きたくても行けないという子どもたちが、小中学校の代わりに過ごす場所。不登校やひきこもりをはじめ、軽度の発達障がい、身体障がい、知的障がいなどの事情を抱えるたくさん子どもたちを受け入れる学びの場。
	放課後子ども教室	放課後に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を行い、地域コミュニティの充実を図る事業。

荒尾市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査

報告書

平成 28 年 11 月

荒尾市

I 調査の概要及び回答者特性

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本市では教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育振興のための施策を定める「荒尾市教育振興基本計画」を策定する。この計画には、教育と、教育に密接に関係する子育て、スポーツ、文化等の振興に関する事項を盛り込むことを想定しており、広く市民の意見等を計画に反映させるため、アンケート調査を実施した。

(2) 調査の対象

市内に居住する3～6歳の子どもを持つ保護者、小・中学生の保護者及び教職員、20～80歳代までの市民など、無作為に抽出した1,000人を対象とした。

＜対象者の内訳＞

- ・20～39歳で6歳未満の子どもがいる市民100人、小・中学生の保護者387人、小・中学校の教職員179人、20～89歳の市民334人

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

(4) 調査期間

平成28年7月20日～8月8日

(5) 回収状況

配布数	1,000件
有効回収数	405件
有効回収率	40.5%

(6) 調査結果利用上の留意事項

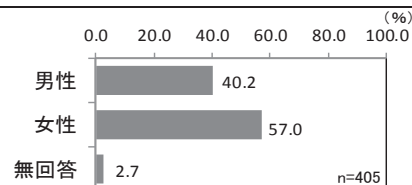
- ・文章や表、グラフ中の回答割合（相対度数）は百分比のポイント以下2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならないことがある。
- ・2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答割合の合計は原則として100%を超える。
- ・数表等に記載された「n」は、回答割合算出上の基数（回答数）を示している。
- ・全問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行った質問の回答割合は、層化された回答者を基数として算出している。
- ・文中では選択肢（変数）を「 」で示している。選択肢の文章が長い場合は、一部省略したところがある。また、2つ以上の選択肢を合計して表す場合には『 』で示している。
- ・標本数が統計的な観点から過少の場合は、（標本数〇件）と表示している。

2 回答者特性

有効回答のあった市民405人の特性は、以下のとおり。

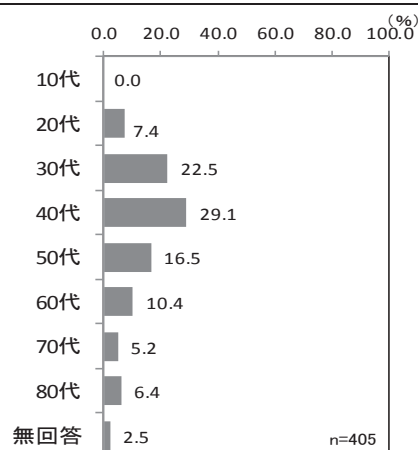
問1 あなたの性別をお答え下さい。

性別構成比は概ね「女性」6割、「男性」4割
となっている。



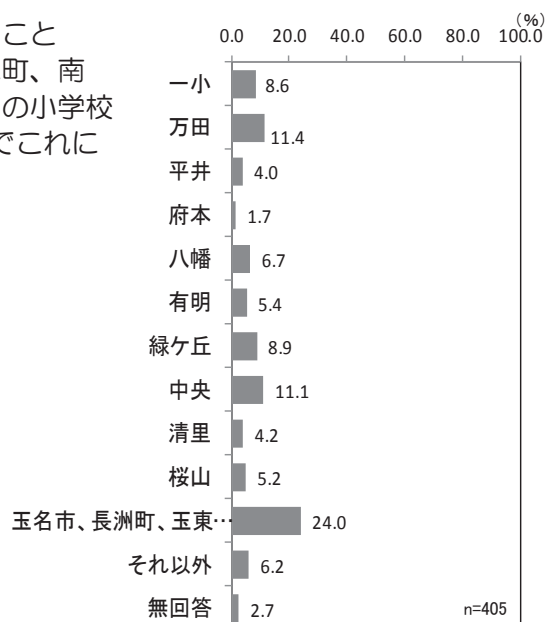
問2 あなたの年齢をお答え下さい。(平成28年8月1日現在)

年齢構成は、「40代」の29.1%が最も高く、
これに「30代」の22.5%、「50代」の
16.5%が続く。



問3 お住まいの地域(小学校区)はどちらですか。

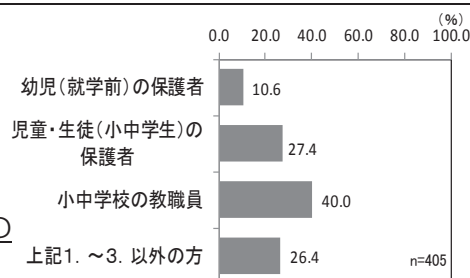
回答者に市内外に居住する教職員が含まれていること
から、隣接した「玉名市、長洲町、玉東町、和水町、南
関町」が24.0%で最も高くなっている。市内の小学校
区で最も割合が高いのは、「万田」の11.4%でこれに
「中央」の11.1%が続く。



問4 あなたは、次のどれにあてはまりますか。

有効回収率が90%を超えている「小中学校の教職員」の40.0%が最も高く、これに「児童・生徒（小中学生）の保護者」の27.4%、「上記1.～3.以外の方（20～89歳の市民）」の26.4%が続いている。

なお、この設問には複数回答した人がいたため、405人の回答者から423件の回答を得ている。



II 調査結果

II 調査結果

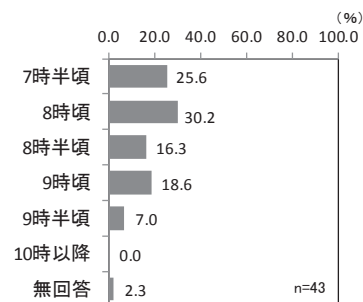
1 幼稚園・保育園等について

※幼稚園や保育園等に通っている幼児（就学前）の保護者に限定した設問

(1) 幼稚園・保育園等に行くために家を出る時間（問5）

問5 幼稚園・保育園等に行くために何時頃、家を出ますか。（○は1つ）

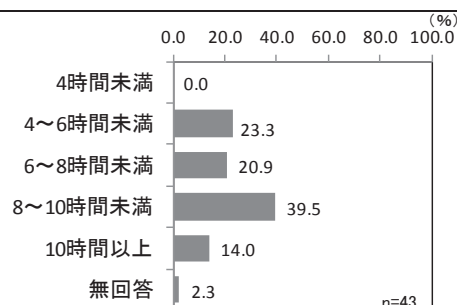
「8時頃」の30.2%が最も多く、これに「7時半頃」の25.6%、「9時頃」の18.6%が続いている。



(2) 子どもが幼稚園・保育園等で過ごす時間（問6）

問6 1日のうち、どのくらいの時間を幼稚園・保育園等で過ごしますか。子どもさんの平日の平均時間を教えてください。（○は1つ）

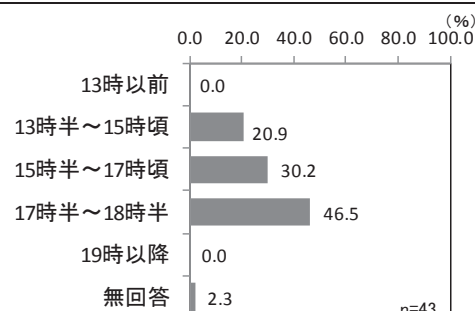
「8～10時間未満」の39.5%が最も多く、これに「4～6時間未満」の23.3%、「6～8時間未満」の20.9%が続いている。



(3) 幼稚園・保育園等からの帰宅時間（問7）

問7 幼稚園・保育園等から何時頃、帰宅しますか。（○は1つ）

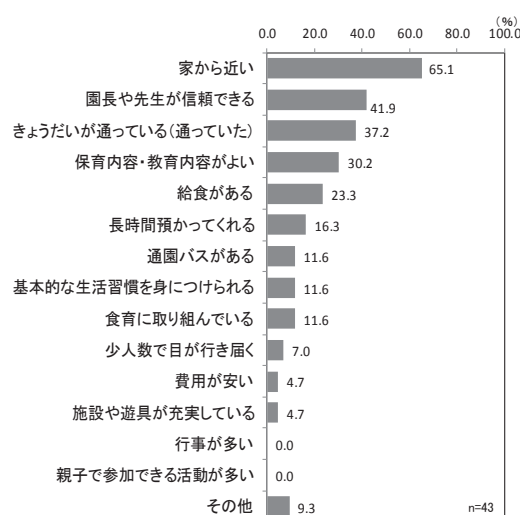
「17時半～18時半」の46.5%が最も多く、これに「15時半～17時頃」の30.2%、「13時半～15時頃」の20.9%が続いている。



(4) 幼稚園・保育園等を選ぶ際の選択基準（問8）

問8 幼稚園や保育園等を選ぶ際、どのようなところにお子様を入れたいと思いましたか。3つ選んでください。（○は3つまで）

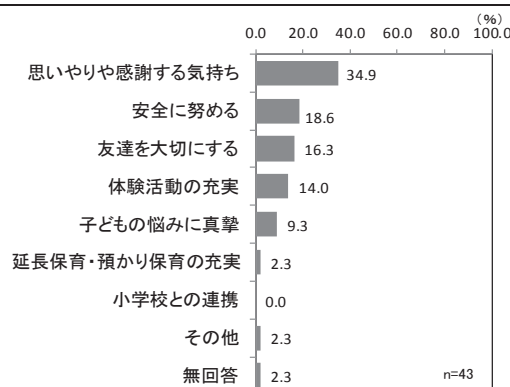
「家から近い」の65.1%が最も多く、これに「園長や先生が信頼できる」の41.9%、「きょうだい通っている（通っていた）」の37.2%が続いている。以下、割合の高い方から、「保育内容・教育内容がよい」（30.2%）、「給食がある」（23.3%）、「長時間預かってくれる」（16.3%）、「通園バスがある」（11.6%）、「基本的な生活習慣を身につけられる」（11.6%）、「食育に取り組んでいる」（11.6%）、「少人数で目が行き届く」（7.0%）、「費用が安い」（4.7%）、「施設や遊具が充実している」（4.7%）、「行事が多い」（0.0%）、「親子で参加できる活動が多い」（0.0%）、「その他」（9.3%）の順となっている。



(5) 幼稚園・保育園等に最も期待すること（問9）

問9 幼稚園・保育園等に最も期待することは何ですか。（○は1つ）

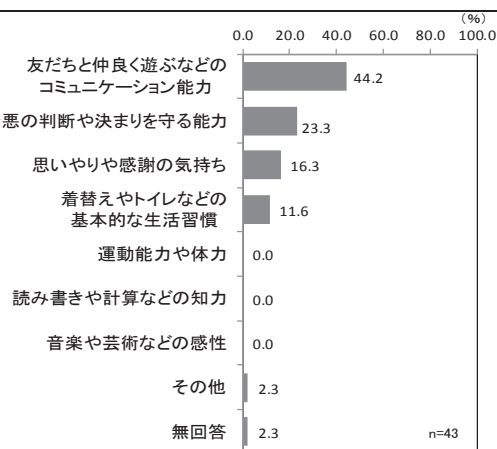
「思いやりや感謝する気持ち」の34.9%が最も多く、これに「安全に努める」の18.6%、「友だちを大切にする」の16.3%が続いている。「小学校との連携」や「延長保育・預かり保育の充実」を選択した人はほとんどいない結果となっている。



(6) 幼児期に最も伸ばしたい力 (問 10)

問 10 幼児期に最も伸ばしたい力はどれですか。(○は1つ)

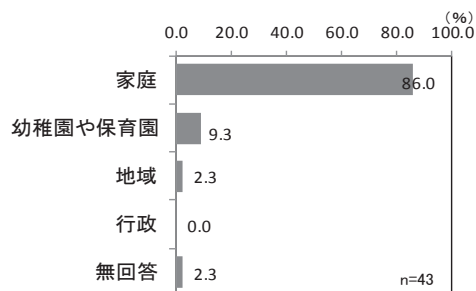
「友だちと仲良く遊ぶなどのコミュニケーション能力」の44.2%が最も多く、これに「善悪の判断や決まりを守る能力」の23.3%、「思いやりや感謝の気持ち」の16.3%、「着替えやトイレなどの基本的な生活習慣」の11.6%が続いている。



(7) 幼児期の人間形成にとって最も重要な役割を果たすもの (問 11)

問 11 幼児期の人間形成にとって最も重要な役割を果たすものはどれだと思いますか。(○は1つ)

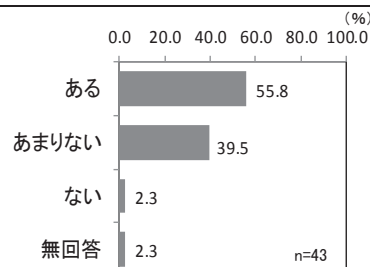
「家庭」が最も多く86.0%を占めている。これに「幼稚園や保育園」の9.3%、「地域」の2.3%が続いている。「行政」と回答した人はいない。



(8) 家族で読書に親しむ機会や読み聞かせの機会 (問 12)

問 12 家族で読書に親しむ機会や読み聞かせなどの機会がありますか。(○は1つ)

「ある」が55.8%で、「あまりない」が39.5%、「ない」が2.3%となっている。



2 児童生徒について

※小学校や中学校に通っている児童生徒の保護者及び教職員に限定した設問

(1) 児童生徒の日常生活における態度 (問13～20)

- 問13 子どもたちは、楽しく学校に通っていると思いますか。
 問14 子どもたちは、学習内容が理解できていると思いますか。
 問15 子どもたちは、家庭学習の習慣が身に付いていると思いますか。
 問16 子どもたちは、あいさつがきちんとできていると思いますか。
 問17 子どもたちは、家の手伝いができていると思いますか。
 問18 子どもたちは、身の回りのことが自分でできていると思いますか。
 問19 子どもたちは、注意指導にきちんと従うと思いますか。
 問20 子どもたちは、将来の夢や将来就きたい職業を考えていると思いますか。

※問13～問20はすべて(○は1つ)

①全体の結果

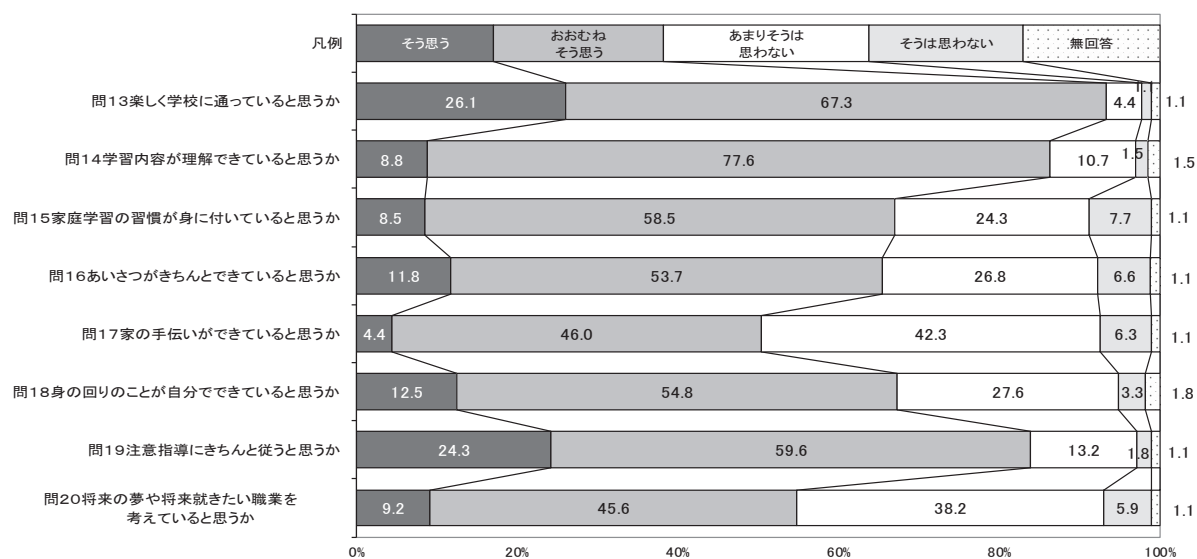
保護者と教職員の回答を合わせた結果は、以下のとおり。

■「そう思う」と「おおむねそう思う」の肯定的な評価が高い項目

- ・「楽しく学校に通っている」(「そう思う」+「おおむねそう思う」93.4%)
- ・「学習内容が理解できている」(同86.4%)
- ・「注意指導にきちんと従う」(同83.9%)

■「そうは思わない」と「あまりそうは思わない」の否定的な評価が高い項目

- ・「家の手伝いができている」(「そうは思わない」+「あまりそうは思わない」48.6%)
- ・「あいさつがきちんとできている」(同33.4%)
- ・「家庭学習の習慣が身に付いている」(同32.0%)
- ・「身の回りのことが自分でできている」(同30.9%)

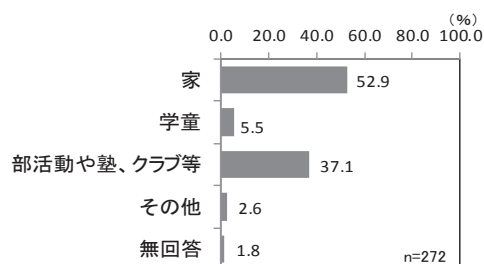


(2) 放課後、子どもたちが過ごす場所 (問2 1)

問2 1 子どもたちは放課後、主にどこで過ごしていますか。(○は1つ)

①全体の結果

「家」の52.9%が最も多く、これに「部活動や塾、クラブ等」の37.1%が続いている。

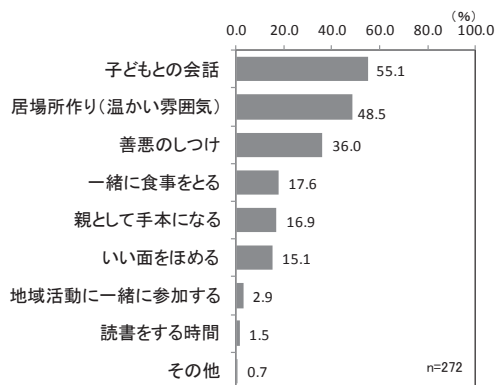


(3) 家庭教育で気をつけるべきだと思うもの (問2 2)

問2 2 家庭教育のなかで、気をつけるべきだと思うものを2つ選んでください。(○は2つまで)

①全体の結果

「子どもとの会話」の55.1%が最も多く、これに「居場所作り(温かい雰囲気)」の48.5%が続いている。以下、割合が高い方から、「善悪のしつけ」(36.0%)、「一緒に食事をとる」(17.6%)、「親として手本になる」(16.9%)、「いい面をほめる」(15.1%)の順となっている。

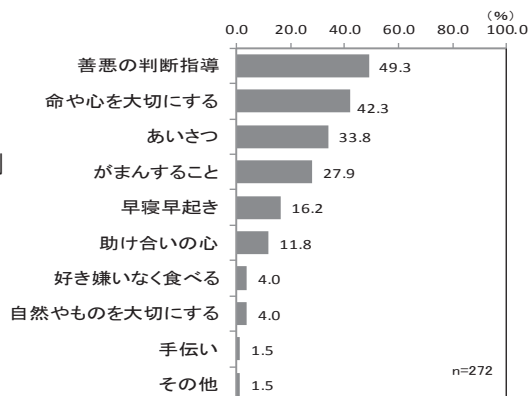


(4) 家庭教育における「しつけ」について気をつけるべきだと思うもの (問2 3)

問2 3 家庭教育における「しつけ」について気をつけるべきだと思うことを2つ選んでください。(○は2つまで)

①全体の結果

「善悪の判断指導」の49.3%が最も多く、これに「命や心を大切にする」の42.3%が続いている。以下、割合が高い方から、「あいさつ」(33.8%)、「がまんすること」(27.9%)、「早寝早起き」(16.2%)、「助け合いの心」(11.8%)、「好き嫌いをなく食べる」(4.0%)、「自然やものを大切にする」(4.0%)の順となっている。

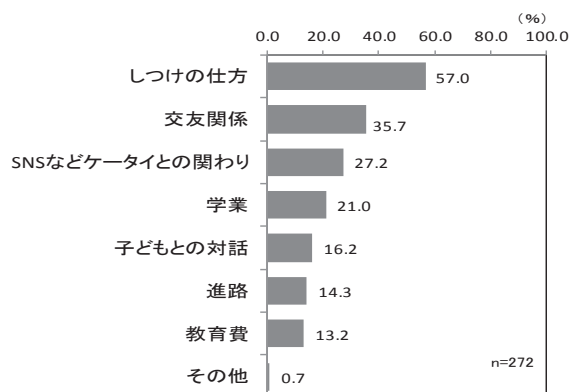


(5) 家庭教育における子育ての悩み (問2 4)

問2 4 家庭教育における子育ての悩みはどんなことがあると思いますか。2つ選んでください。(○は2つまで)

①全体の結果

「しつけの仕方」の57.0%が最も多く、これに「交友関係」の35.7%が続いている。以下、割合が高い方から、「SNSなどケータイとの関わり」(27.2%)、「学業」(21.0%)、「子どもとの対話」(16.2%)、「進路」(14.3%)、「教育費」(13.2%)の順となっている。



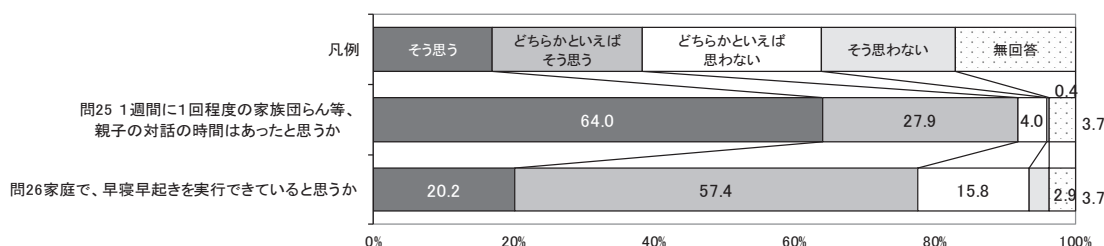
(6) 親子の対話と早寝早起きの実行 (問25～26)

問25 1週間に1回程度の家族団らん等、親子の対話の時間はあったと思いますか。(○は1つ)

問26 家庭で、早寝早起きを実行できていると思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

保護者と教職員の回答を合わせた結果をみると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の肯定的な評価の割合は「親子の対話」が91.9%、「早寝早起きの実行」が77.6%となっている。

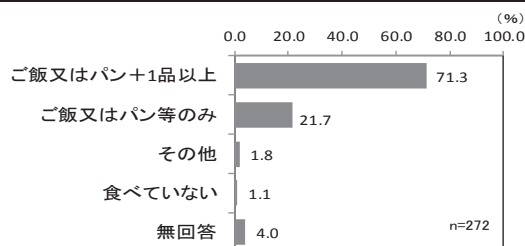


(7) 家庭における朝ごはんの内容 (問27)

問27 家庭で、どのような朝ごはんを食べていますか。(○は1つ)

①全体の結果

「ご飯又はパン+1品以上」が最も多く71.3%を占めている。これに「ご飯又はパン等のみ」の21.7%が続いている。「食べていない」は、全体の1.1%。

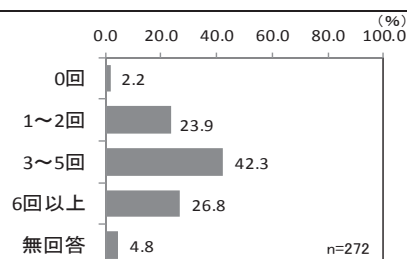


(8) 27年度中の学校を訪ねた頻度 (問28)

問28 あなたは、平成27年度中、学校行事や授業参観(教職員はPTA行事)などで何回ぐらい学校へ行きましたか。(○は1つ)

①全体の結果

「3～5回」の42.3%が最も多く、これに「6回以上」の26.8%、「1～2回」の23.9%が続いている。



(9) 学校に対する評価 (問29～32)

問29 学校は、情報をきちんと提供していると思いますか。

問30 学校は、学力向上に熱心に取り組んでいると思いますか。

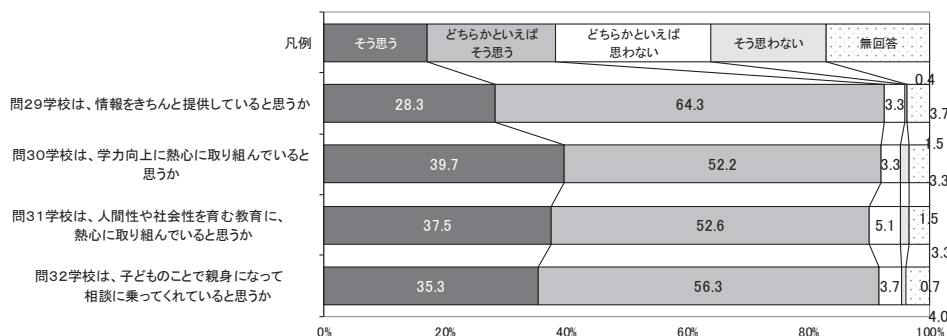
問31 学校は、人間性や社会性を育む教育に、熱心に取り組んでいると思いますか。

問32 学校は、子どものことで親身になって相談に乗ってくれていると思いますか。

※問29～問32はすべて(○は1つ)

①全体の結果

保護者と教職員の回答を合わせた結果をみると、いずれの項目も「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が90%を超えている。

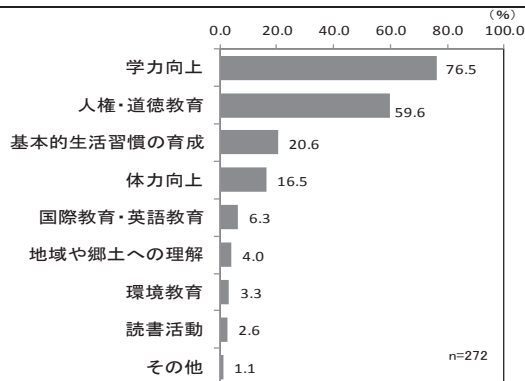


(10) 学校で特に力を入れるべきだと思うこと (問33)

問33 学校で、特に力を入れるべきだと思うことはどんなことですか。2つ選んでください。(○は2つまで)

①全体の結果

「学力向上」の76.5%が最も多く、これに「人権・道徳教育」の59.6%、「基本的生活習慣の育成」の20.6%が続いている。

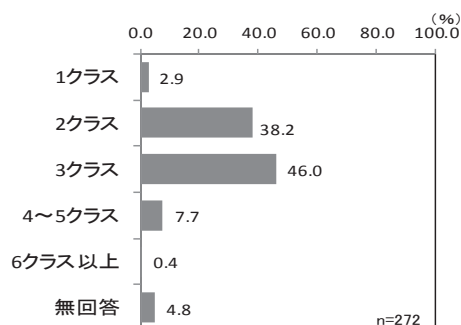


(11) 1学年の望ましい学級数 (問34)

問34 望ましい学級数は1学年何クラスだと思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

「3クラス」の46.0%が最も多く、これに「2クラス」の38.2%、「4～5クラス」の7.7%が続いている。



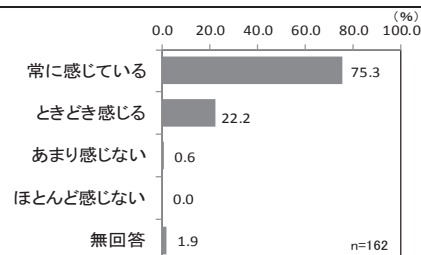
3 教職員の業務について

※教職員に限定した設問

(1) 「多忙感」について (問35)

問35 教職員について、「多忙感」をどの程度感じていますか。(○は1つ)

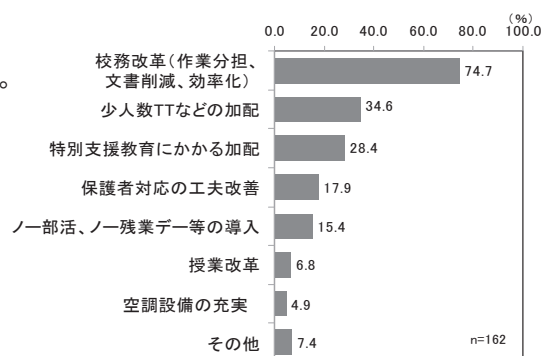
「常を感じている」の75.3%が最も多く、これに「ときどき感じる」の22.2%が続いている。「常を感じている」と「ときどき感じる」を合わせた「多忙感」を感じている教職員の割合は、97.5%となっている。



(2) 多忙感を解消するために必要なこと (問36)

問36 教職員の多忙感を解消するためにどんなことが必要だと思いますか。2つ選んでください。(○は2つまで)

「校務改革(作業分担、文書削減、効率化)」が最も多く、教職員全体の74.7%を占めている。これに「少人数TTなどの加配」の34.6%、「特別支援教育にかかる加配」の28.4%が続いている。



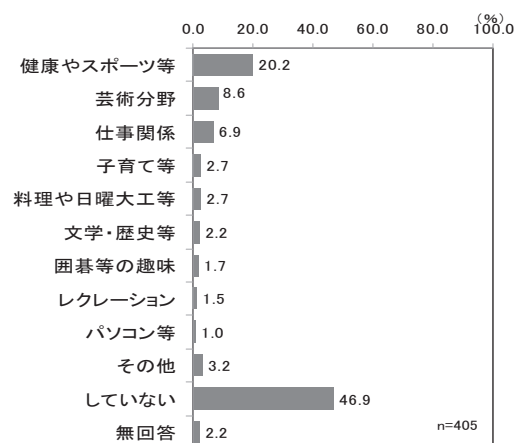
4 生涯学習について

(1) 自主的な学習活動の内容 (問37)

問37 習い事等、自主的な学習活動などをしてしていますか。また、内容はどのようなものですか。(○は1つ)

①全体の結果

「していない」が最も多く、回答者全体の46.9%を占めている。以下、回答割合の高い方から「健康やスポーツ等」(20.2%)、「芸術分野」(8.6%)、「仕事関係」(6.9%)の順となっている。

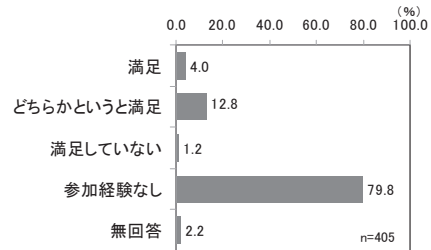


(2) 公民館講座等の満足度 (問38)

問38 公民館講座等についてお伺いします。講座内容はいかがでしたか。(○は1つ)

①全体の結果

「参加経験なし」が最も多く、回答者全体の79.8%を占めている。以下、回答割合の高い方から「どちらかという満足」(12.8%)、「満足」(4.0%)、「満足していない」(1.2%)の順となっている。

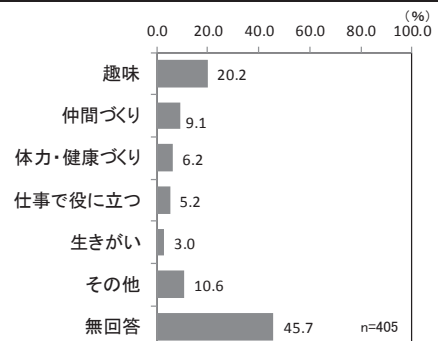


(3) 公民館講座に参加する主な理由 (問39)

問39 公民館等の講座に参加する主な理由について、1つ選んで下さい。(○は1つ)

①全体の結果

「無回答」が最も多く、回答者全体の45.7%を占めている。以下、回答割合の高い方から「趣味」(20.2%)、「仲間づくり」(9.1%)、「体力・健康づくり」(6.2%)、「仕事で役に立つ」(5.2%)、「生きがい」(3.0%)、「その他」(10.6%)の順となっている。

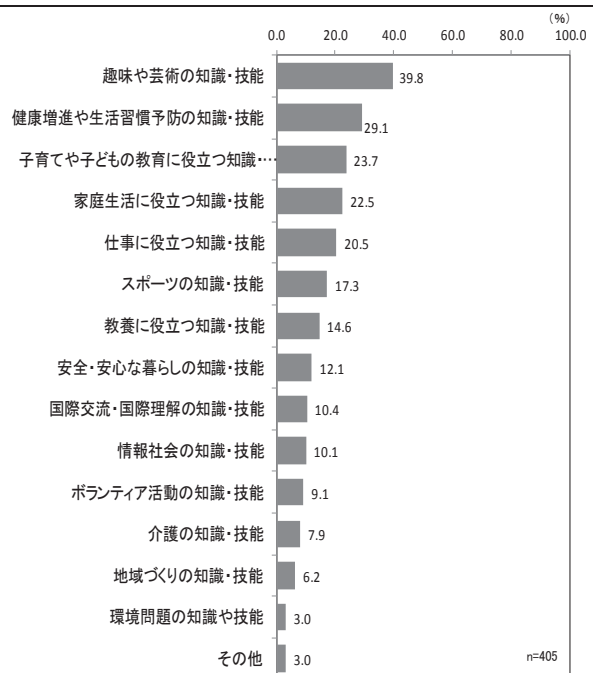


(4) 参加してみたい講座の分野 (問40)

問40 参加してみたい講座の分野について、3つ選んで下さい。(○は3つまで)

①全体の結果

「趣味や芸術の知識・技能」が最も多く、回答者全体の39.8%を占めている。以下、回答割合の高い方から「健康増進や生活習慣予防の知識・技能」(29.1%)、「子育てや子どもの教育に役立つ知識・技能」(23.7%)、「家庭生活に役立つ知識・技能」(22.5%)、「仕事に役立つ知識・技能」(20.5%)、「スポーツの知識・技能」(17.3%)、「教養に役立つ知識・技能」(14.6%)、「安全・安心な暮らしの知識・技能」(12.1%)、「国際交流・国際理解の知識・技能」(10.4%)、「情報社会の知識・技能」(10.1%)、「ボランティア活動の知識・技能」(9.1%)、「介護の知識・技能」(7.9%)、「地域づくりの知識・技能」(6.2%)、「環境問題の知識や技能」(3.0%)、「その他」(3.0%)の順となっている。

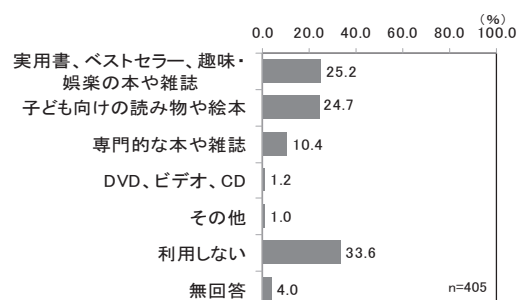


(5) 図書館利用の主な目的 (問41)

問41 図書館のご利用の主な目的は何ですか。(○は1つ)

①全体の結果

「利用しない」の33.6%が最も多く、これに「実用書、ベストセラー、趣味・娯楽の本や雑誌」の25.2%、「子ども向けの読み物や絵本」の24.7%が続いている。

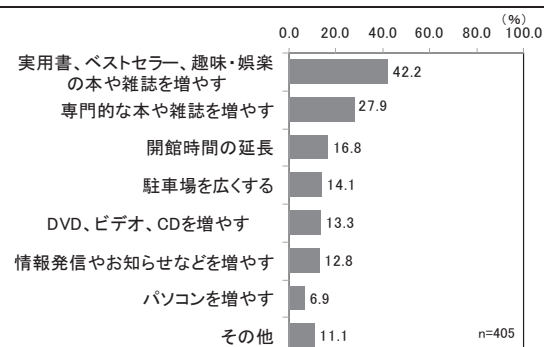


(6) 図書館に期待すること (問42)

問42 図書館に期待することは、何ですか。(○はいくつでも)

①全体の結果

「実用書、ベストセラー、趣味・娯楽の本や雑誌を増やす」が42.2%で最も多くなっている。以下、回答割合の高い方から「専門的な本や雑誌を増やす」(27.9%)、「開館時間の延長」(16.8%)、「駐車場を広くする」(14.1%)、「DVD、ビデオ、CDを増やす」(13.3%)、「情報発信やお知らせなどを増やす」(12.8%)、「パソコンを増やす」(6.9%)、「その他」(11.1%)の順となっている。

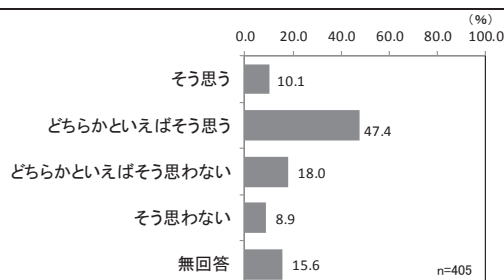


(7) 図書館サービスの充実度合い (問43)

問43 図書館のサービスは充実していると思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

「どちらかといえばそう思う」の47.4%が最も多く、これに「どちらかといえばそう思わない」の18.0%が続いている。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な評価は57.5%となっている。

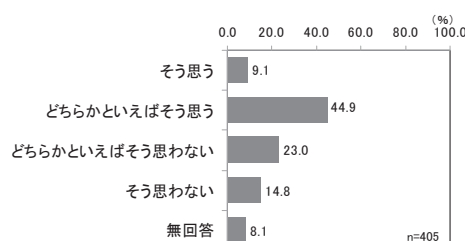


(8) 地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む機運 (問44)

問44 あなたの地区は、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む機運がありますか。(○は1つ)

①全体の結果

「どちらかといえばそう思う」の44.9%が最も多く、これに「どちらかといえばそう思わない」の23.0%が続いている。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な評価は54.0%となっている。

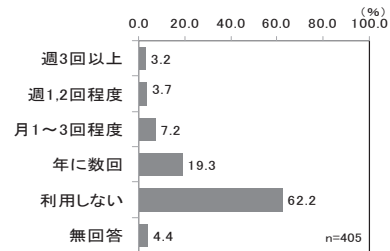


(9) 市内のスポーツ施設の利用頻度 (問45)

問45 市内のスポーツ施設をどれくらい利用していますか。(○は1つ)

①全体の結果

「利用しない」が62.2%で最も多くなっている。以下、回答割合の高い方から「年に数回」(19.3%)、「月1~3回程度」(7.2%)、「週1、2回程度」(3.7%)の順となっている。

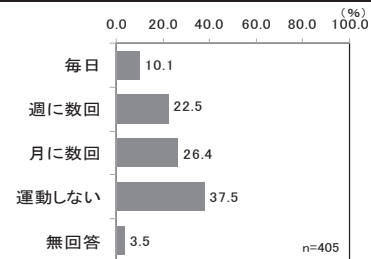


(10) スポーツなど体を動かす習慣 (問46)

問46 スポーツなど、体を動かす習慣はありますか。(○は1つ)

①全体の結果

「運動しない」が37.5%で最も多くなっている。以下、回答割合の高い方から「月に数回」(26.4%)、「週に数回」(22.5%)、「毎日」(10.1%)の順となっている。

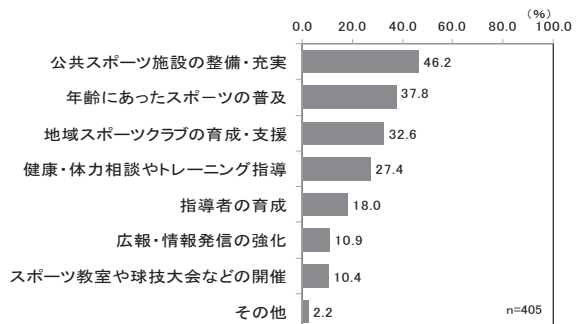


(11) 市のスポーツ振興に向けて力を入れるべき内容 (問47)

問47 市のスポーツ振興に向けて力を入れるべき内容は何だと思いますか。(○はいくつでも)

①全体の結果

「公共スポーツ施設の整備・充実」が46.2%で最も多くなっている。以下、回答割合の高い方から「年齢にあったスポーツの普及」(37.8%)、「地域スポーツクラブの育成・支援」(32.6%)、「健康・体力相談やトレーニング指導」(27.4%)の順となっている。

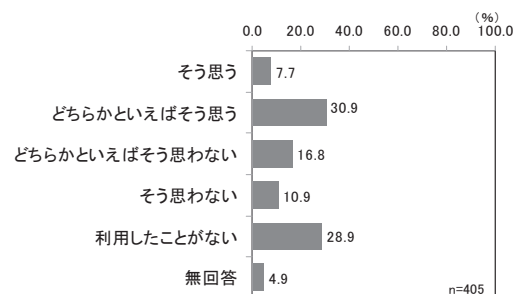


(12) 市内のスポーツ施設の利用しやすさ (問48)

問48 市内のスポーツ施設は利用しやすいと思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

「どちらかといえばそう思う」の30.9%が最も多く、これに「利用したことがない」の28.9%が続いている。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な評価は38.6%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的な評価は27.7%となっている。

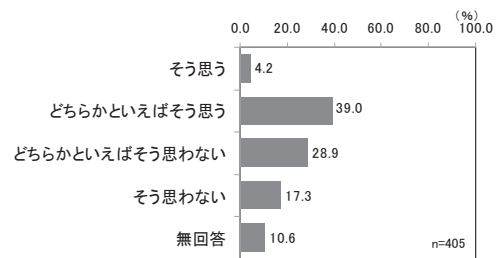


(13) 市内のスポーツ振興策の充実度合い (問49)

問49 本市のスポーツ振興策は充実していると思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

「どちらかといえばそう思う」の39.0%が最も多く、これに「どちらかといえばそう思わない」の28.9%が続いている。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な評価は43.2%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的な評価は46.2%となっている。

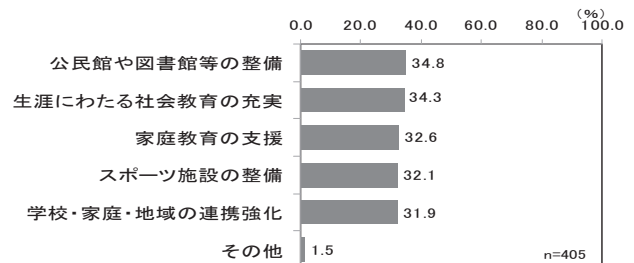


(14) 生涯学習に期待すること (問50)

問50 生涯学習に期待することを2つ選んでください。(○は2つまで)

①全体の結果

その他を除くすべての選択肢が30%台でほぼ同じ割合となっている。

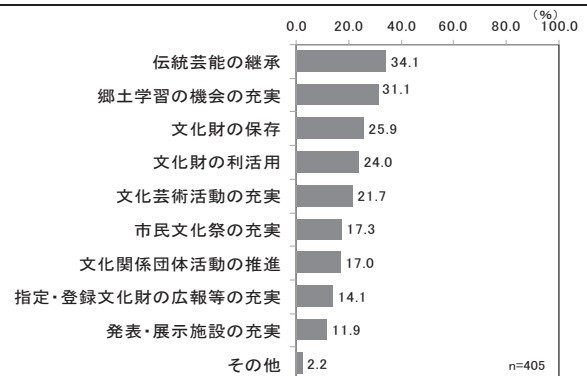


(15) 市の文化芸術・文化財の取組みについて重要と思われること (問51)

問51 市の文化芸術・文化財の取組みについて、重要と思われることは何ですか。(○はいくつでも)

①全体の結果

「伝統芸能の継承」が34.1%で最も多くなっている。以下、回答割合の高い方から「郷土学習の機会の充実」(31.1%)、「文化財の保存」(25.9%)、「文化財の利活用」(24.0%)の順となっている。



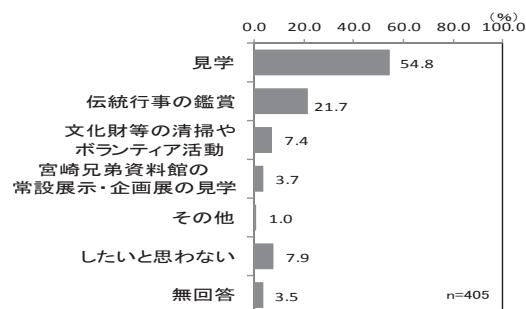
(16) 市の文化財に触れる機会が持てたときにしたいこと (問52)

問52 市の文化財に触れる機会が持てるとしたら、主にどのようなことをしてみたいと思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

「見学」の54.8%が最も多く、これに「伝統行事の鑑賞」の21.7%が続いて

いる。以下、割合の高い方から、「したいと思わない」(7.9%)、「文化財等の清掃やボランティア活動」(7.4%)、「宮崎兄弟資料館の常設展示・企画展の見学」(3.7%)の順となっている。

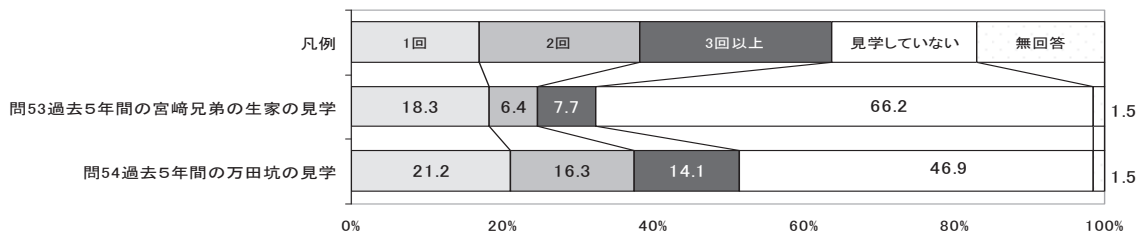


(17) 市の文化財での見学経験 (問53~54)

問53 宮崎兄弟の生家を過去5年間の間に何回ぐらい見学されましたか。(○は1つ)
 問54 万田坑を過去5年間の間に何回ぐらい見学されましたか。(○は1つ)

①全体の結果

「見学していない」人の割合は、「宮崎兄弟の生家」66.2%、「万田坑」46.9%となっている。「万田坑」は「宮崎兄弟の生家」と比べ「2回」と「3回以上」の割合が高い。

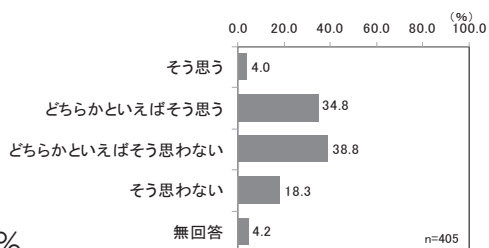


(18) 市民が文化・芸術に触れる機会の充実度合い (問55)

問55 市民が文化・芸術に触れる機会は充実していると思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

「どちらかといえばそう思わない」の38.8%が最も多く、これに「どちらかといえばそう思う」の34.8%が続いている。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な評価は38.8%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的な評価は57.1%となっている。

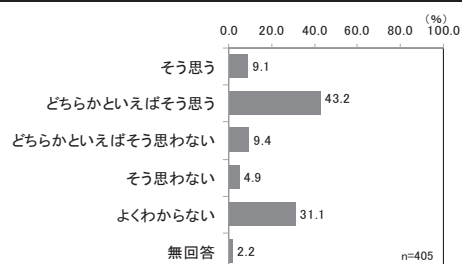


(19) 市内の文化財の適切な保存・活用に対する評価 (問56)

問56 市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思いますか。(○は1つ)

①全体の結果

「どちらかといえばそう思う」の43.2%が最も多く、これに「よくわからない」の31.1%が続いている。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な評価は52.3%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的な評価は14.3%となっている。

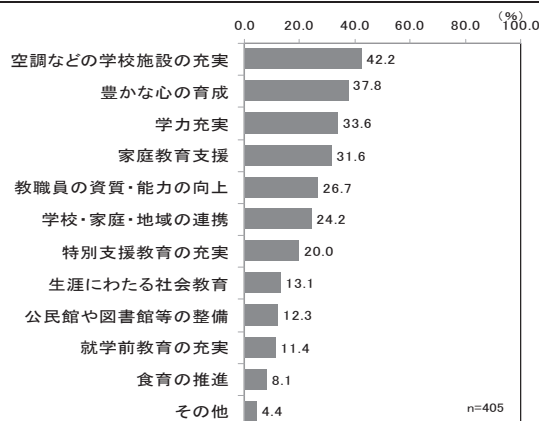


(20) 教育委員会に望む施策（問57）

問57 教育委員会に望む施策を3つ挙げてください。（○は3つまで）

①全体の結果

「空調など学校施設の充実」が42.2%で最も多くなっている。以下、回答割合の高い方から「豊かな心の育成」（37.8%）、「学力充実」（33.6%）、「家庭教育支援」（31.6%）の順となっている。

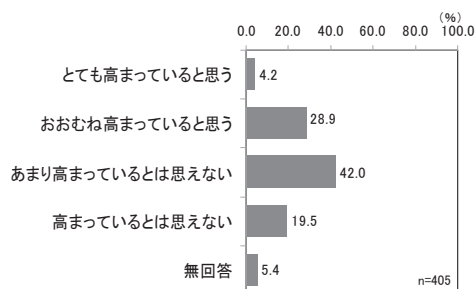


(21) 「地域の教育力」に対する評価（問58）

問58 以前と比べて（ご自身の子どもの頃）「地域の教育力」はどう変化していると思いますか。（○は1つ）

①全体の結果

「あまり高まっているとは思えない」の42.0%が最も多く、これに「おおむね高まっていると思う」の28.9%が続いている。「とても高まっていると思う」と「おおむね高まっていると思う」を合わせた肯定的な評価は33.1%、「あまり高まっているとは思えない」と「高まっているとは思えない」を合わせた否定的な評価は61.5%となっている。

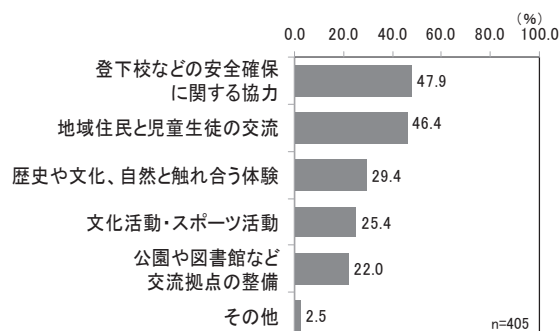


(22) 地域の教育力を高める際に力を入れるべきこと（問59）

問59 地域の教育力を考えたとき、力を入れるべきことはどんなことだと思いますか。2つ選んでください。（○は2つまで）

①全体の結果

「登下校などの安全確保に関する協力」が47.9%で最も多くなっている。以下、回答割合の高い方から「地域住民と児童生徒の交流」（46.4%）、「歴史や文化、自然と触れ合う体験」（29.4%）、「文化活動・スポーツ活動」（25.4%）の順となっている。

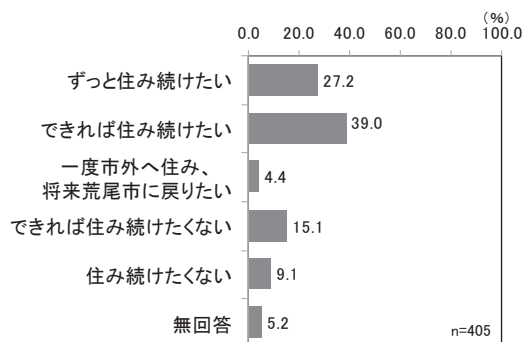


(23) 荒尾市内での定住意向 (問60)

問60 荒尾市に住み(働き)続けたいですか。(○は1つ)

①全体の結果

「できれば住み続けたい」の39.0%が最も多く、これに「ずっと住み続けたい」の27.2%が続いている。「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせた肯定的な意向は66.2%、「できれば住み続けたくない」と「住み続けたくない」を合わせた否定的な評価は24.2%となっている。



Ⅲ 自由回答

■施設や備品等の教育環境の整備に関すること

- 学校の施設等に関すること 14件
- スポーツ施設等に関すること 4件
- プール授業に関すること 1件
- 図書館に関すること 6件
- 公園に関すること 2件
- 教育予算に関すること 3件
- 通学に関すること 3件
- スクールバス等に関すること 1件
- 統廃合に関すること 2件
- 給食費に関すること 1件
- 交通機関に関すること 1件

■学校経営や運営に関すること

- 教職員に関すること 6件
- 集金(学校)に関すること 1件
- ラジオ体操に関すること 1件
- 生徒指導に関すること 2件
- 部活動に関すること 4件

■教育方針や方法に関すること

- コミュニケーションに関すること 1件
- 授業に関すること 2件
- 郷土学習について 2件
- いじめ等に関すること 2件
- フッ化物洗口に関すること 1件

■生涯学習やスポーツ振興に関すること

スポーツに関すること 6件

文化に関すること 3件

■その他

地域に関すること 3件

子育て支援に関すること 3件

道路に関すること 1件

市政に関すること 1件

アンケートに関すること 2件

教育行政に関すること 1件

荒尾市教育振興基本計画

平成29年3月

■発行

荒尾市教育委員会

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

TEL 0968-63-1647

FAX 0968-62-1218

E-mail ksinko@city.arao.lg.jp